

1 第3章 持続可能な循環共生社会づくりのための施策

2 1. 県民の望む環境像

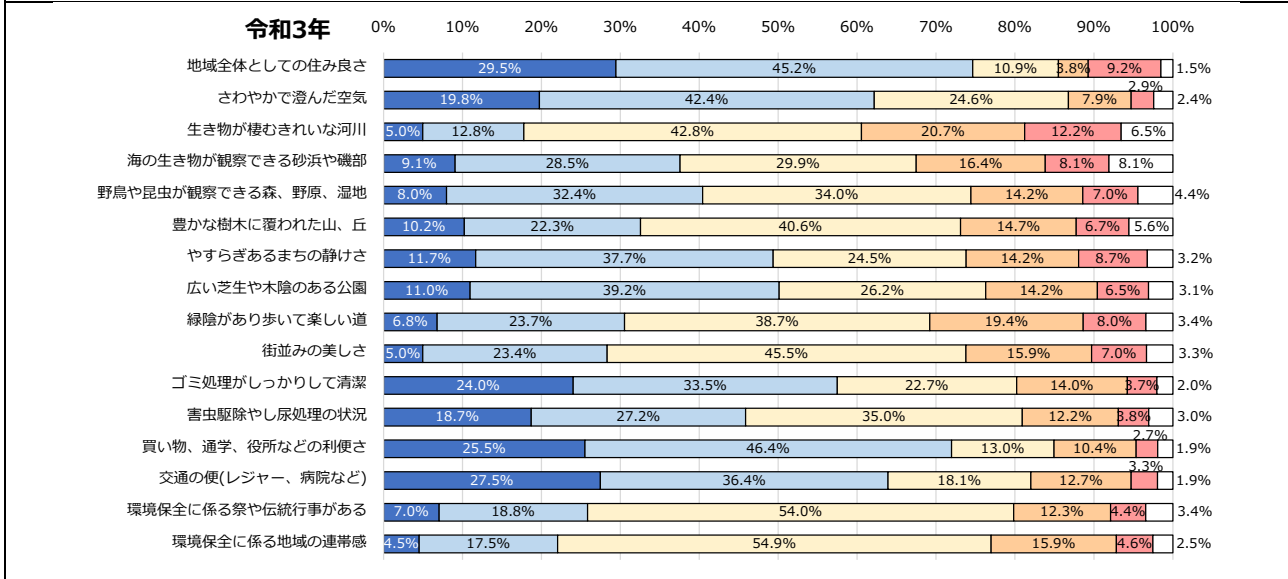
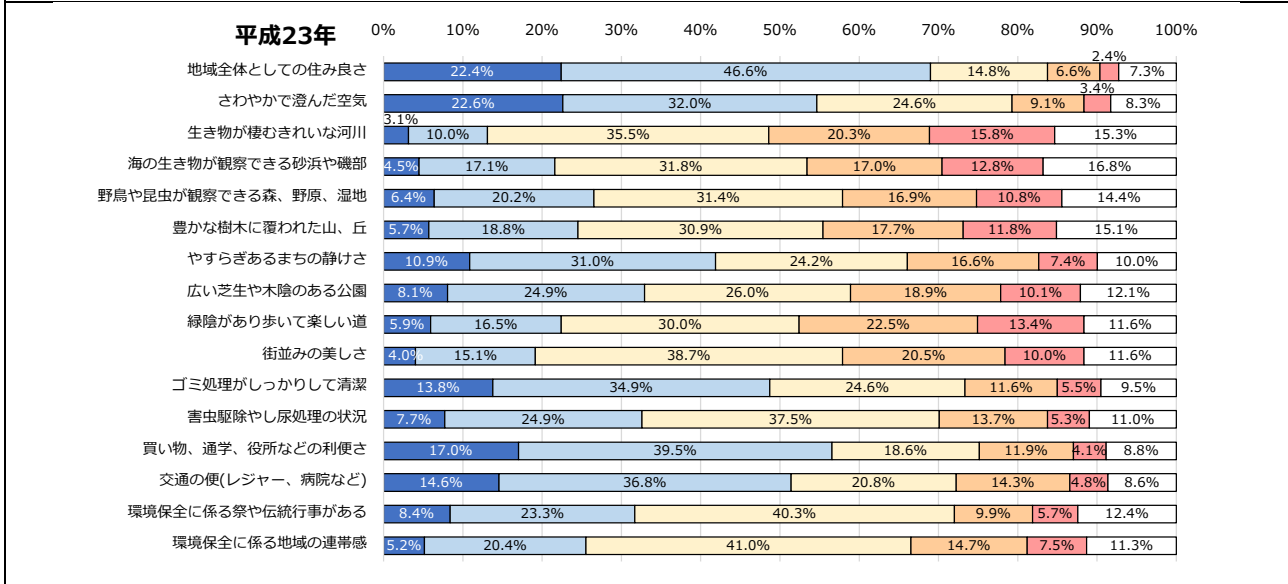
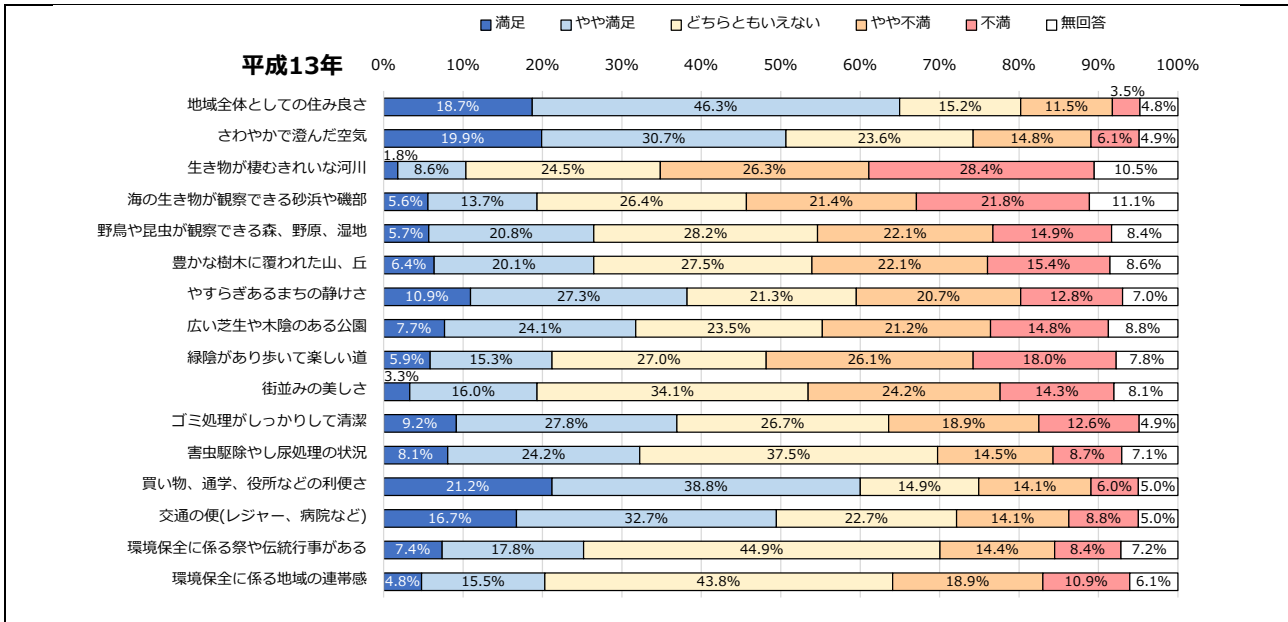
3 県民の環境に関する意識や本県の望まれる環境像を把握するため、県民に対してアン
4 ケート調査を実施しました。

5 「周辺環境への満足度」の結果については(P.138のグラフ参照)、令和3年は、平成13
6 年及び平成23年と比較して、多くの項目で、満足度(満足・やや満足)が高く、不満足度
7 (やや不満・不満)は低い傾向にありました。これは、本県における、これまでの自然環境
8 や生活環境に関する取り組みによる効果を、県民が実感できていることを示唆しています。
9 一方で、満足度が低い状態がほとんど変わっていない、もしくはやや減少していた項目と
10 して、「環境保全に係る祭りや伝統行事がある」及び「環境保全に係る地域の連帯感」が
11 挙げられます。環境保全に関するネットワークづくりが、不十分であることがうかがえま
12 す。

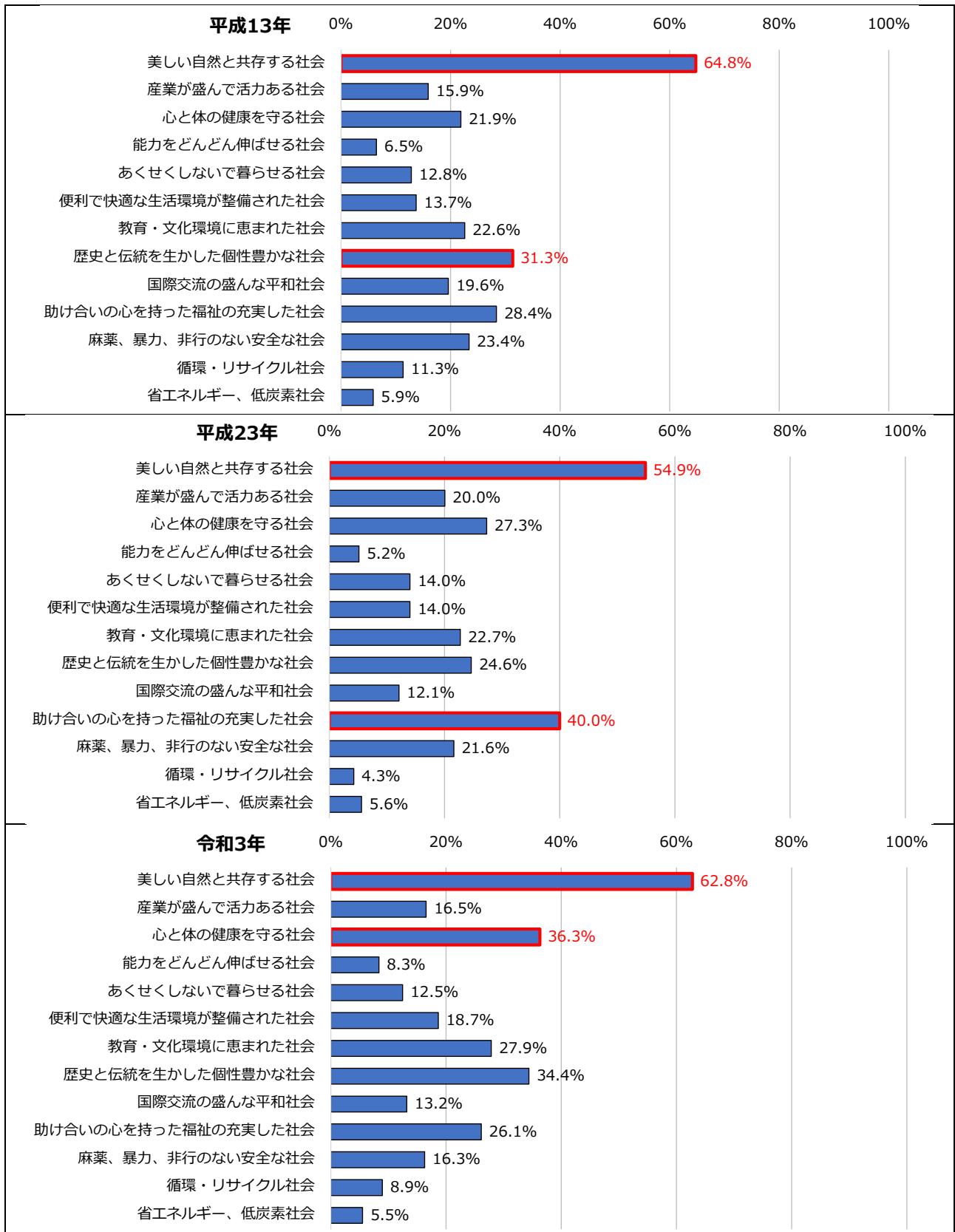
13 「県民の望む環境像」については(P.139のグラフ参照)、平成13年から令和3年につ
14 て変わることなく「美しい自然と共存する社会」が最も望まれています。一方で、「循
15 環・リサイクル社会」や「省エネルギー、低炭素社会」については、国内外の重要課題と
16 なっている項目ですが、これらの回答率は平成13年から低い状態が続いています。この
17 ことから、自然環境の重要性は、多くの県民が共有できているものの、「循環社会」や
18 「低炭素社会」については、今後も普及・啓発活動が重要であることがうかがえます。

19 また、「今後、本県の実現すべき望ましい環境像」(P.140のグラフ参照)の令和3年の結
20 果については、項目間の回答率の順位は、これまでの傾向と概ね変わっていませんでした。
21 しかし、どの項目も、令和3年はこれまでの結果と比較して、概ね回答率が高い傾向にあ
22 りました。自然環境や生活環境に関して、その要望が高まっていることがうかがえます。

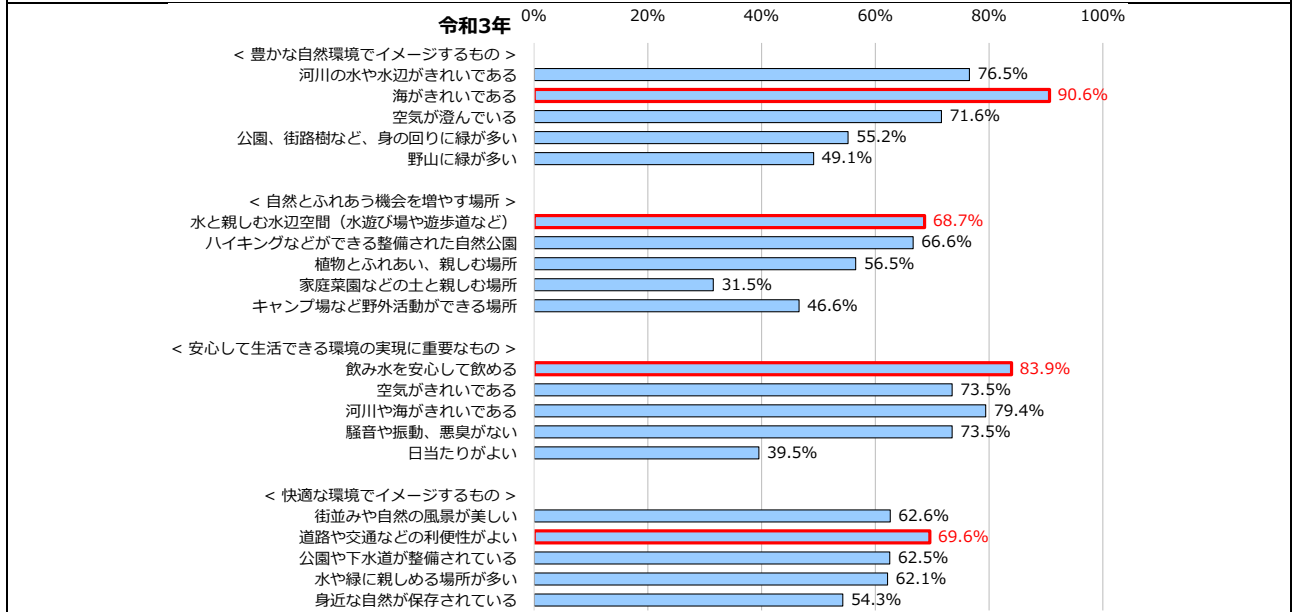
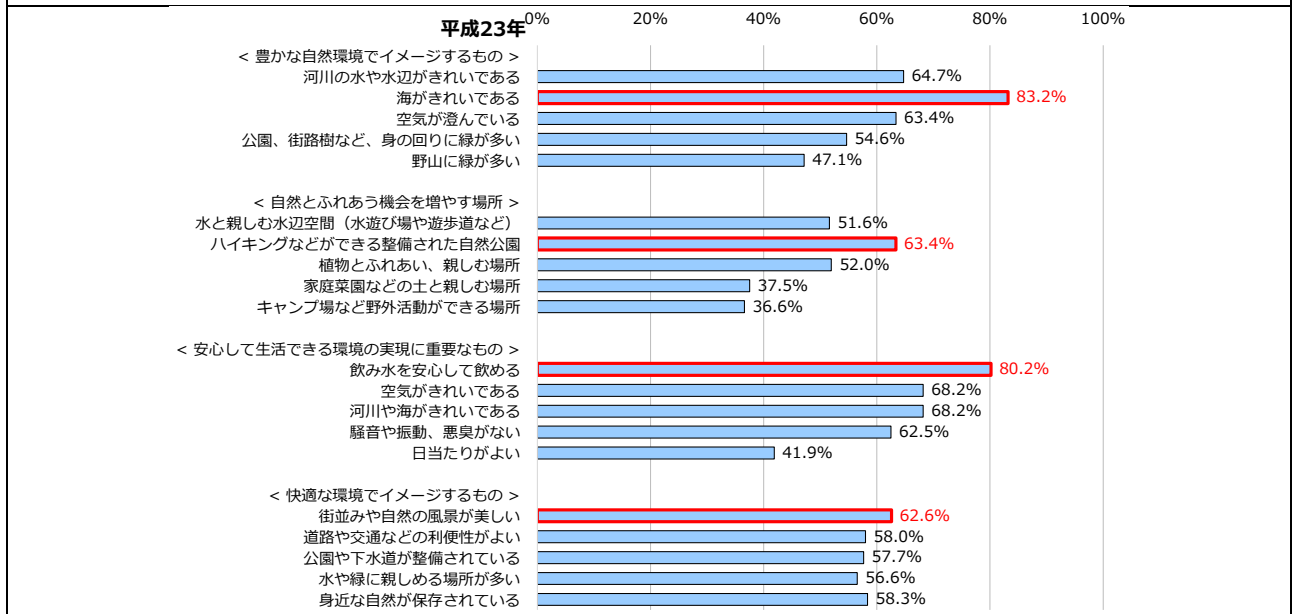
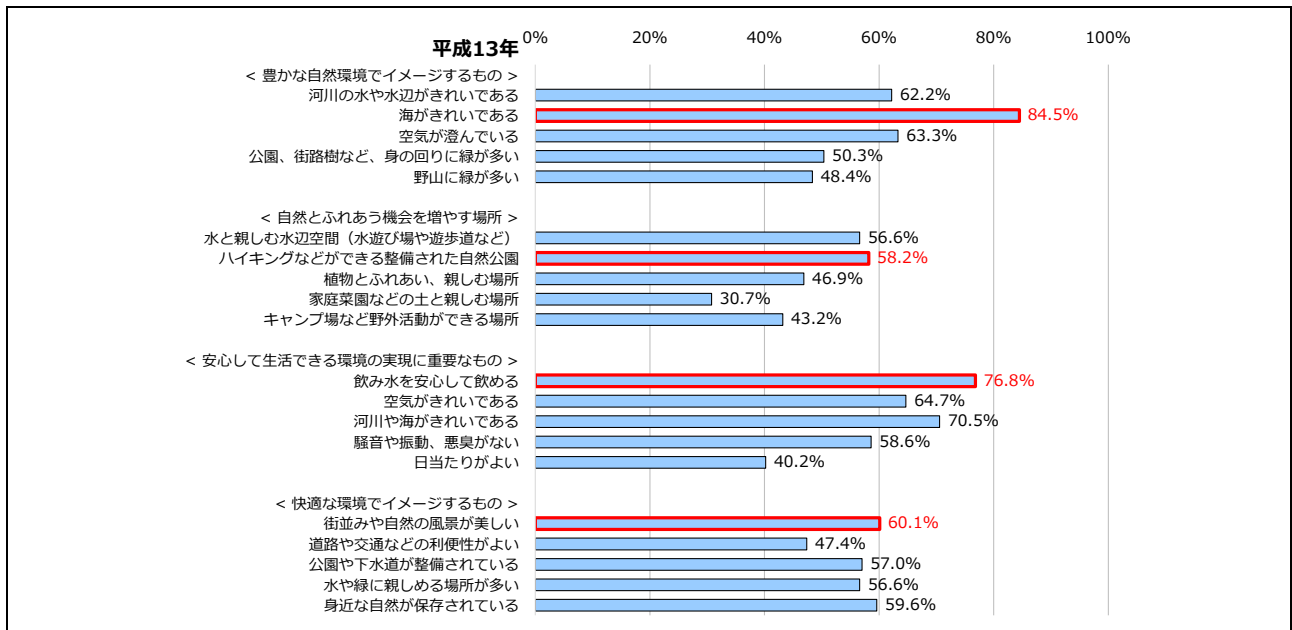
23



周辺環境への満足度



県民の望む環境像



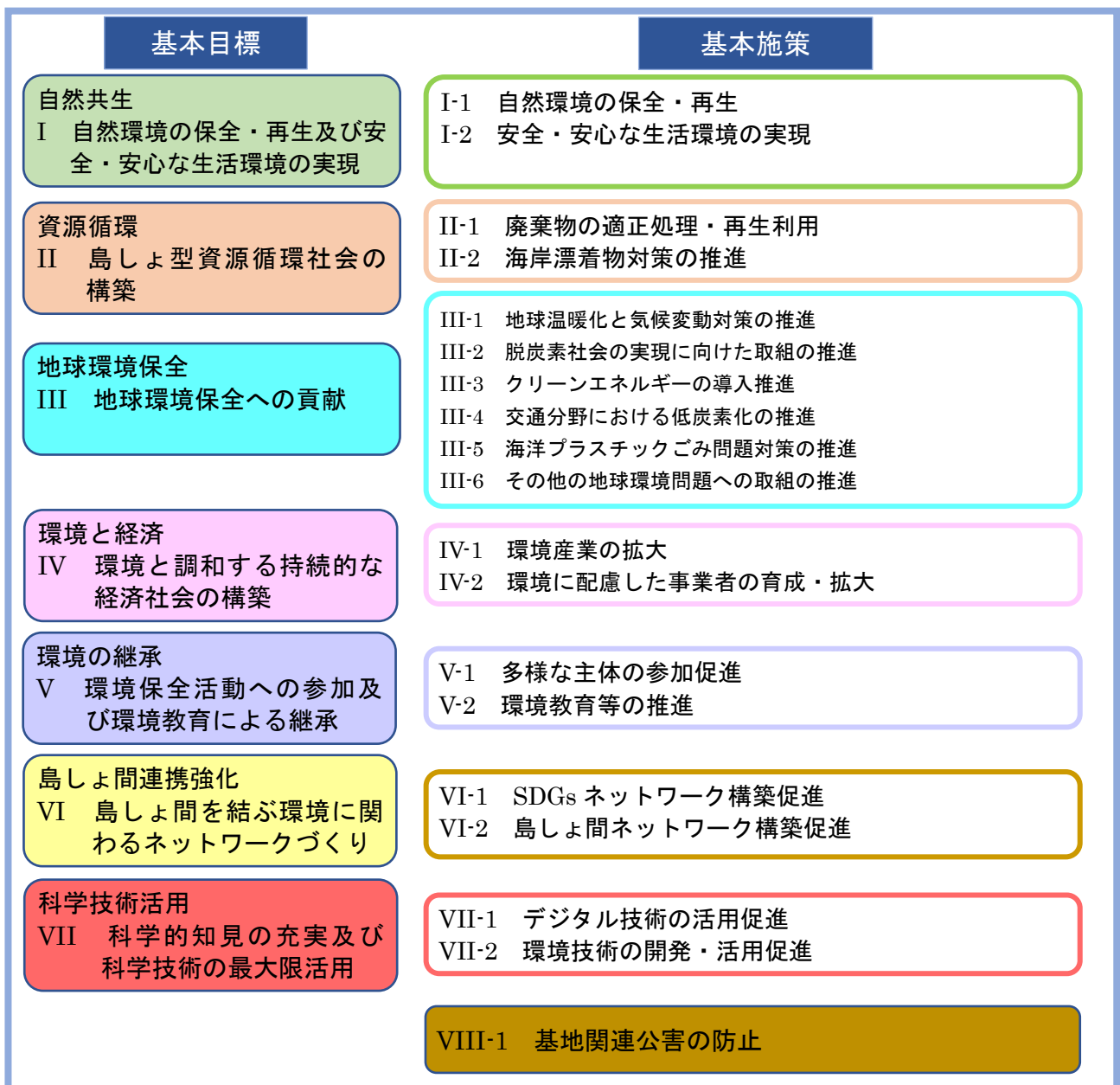
今後、本県の実現すべき望ましい環境像

2. 施策の基本方針と体系

本計画は、「沖縄県環境基本条例」の基本理念に基づき、沖縄県が目指す環境像「沖縄の豊かな自然の恵みを継承する、持続可能な循環共生社会」の実現を目指しています。

第1章では、沖縄県が目指す環境像を実現するための、7つの基本目標を掲げ、第2章では、基本目標ごとに環境に関する現況や課題について記載しました。この節では、第1章並びに第2章、前節で示した県民の望む環境像(P.137～140)を踏まえ、様々な施策や取組の指針を明らかにすることとします。

7つの基本目標ごとに、施策の方向性を示す基本施策を明らかにするとともに、その方向に沿った取組を展開します。施策体系の概略を以下に記します。



10

11 なお、各種施策の樹立や展開にあたっては、基本姿勢として生物多様性の保全と持続的
 12 利用や循環型社会の形成促進など、国内外における自然環境問題とその解決をめぐる動向
 13 や新しい概念、枠組み等と的確かつ柔軟に呼応していけるよう、今後、必要に応じて見直
 14 しを行うものとします。

上位計画である新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の実施計画を反映予定

1 3. 「沖縄の豊かな自然の恵みを継承する、持続可能な循環共生社会」
2 を目指して

3 この第3節では、沖縄県が目指す環境像「沖縄の豊かな自然の恵みを継承する、持続可
4 能な循環共生社会」の実現に向けて取り組む施策の具体的内容について提示します。

5
6
7
8
9
10
11
12
13
14

上位計画である新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の実施計画を反映予定

15

16
17

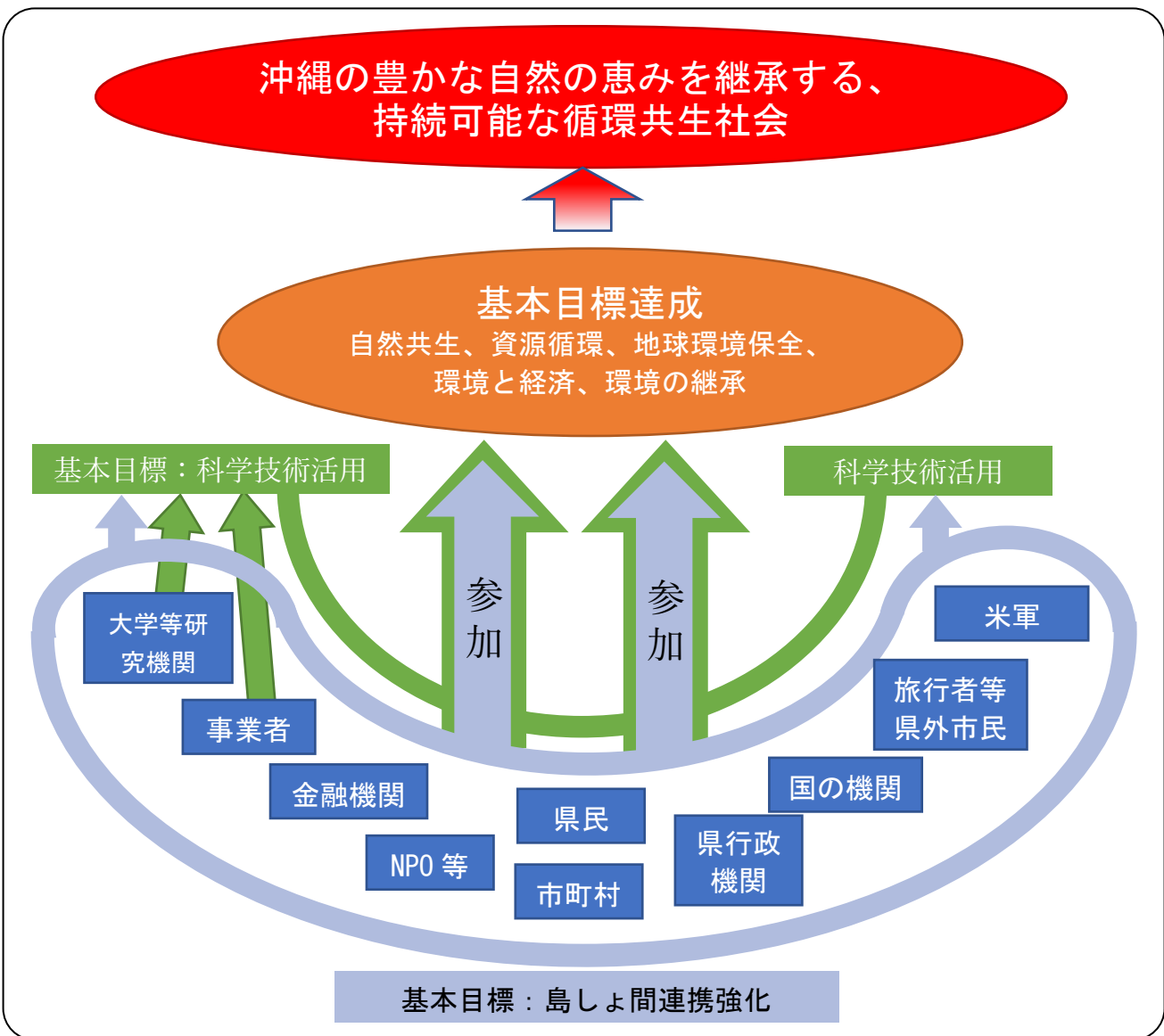
第4章 各主体の役割及び環境への配慮指針

1. 各主体の役割

『沖縄の豊かな自然の恵みを継承する、持続可能な循環共生社会』の実現には、本県で暮らす一人ひとりが環境に対する意識を高め、日常生活において環境の保全につながる取組を実践するとともに、事業者も持続可能な循環共生社会の実現に向け、最適生産・最適消費・最少廃棄に適合する事業活動を展開する等、各主体の責務と役割に応じた取組を進めることが求められています。

様々な環境に関わる NPO 等民間団体の役割についても、その重要性は年々増加しており、県民や事業者と連携した積極的な環境活動への取組が期待されるとともに、県民に最も身近な自治体である市町村には、その地域特性に応じた環境の保全のための施策を進めていくことが期待されています。

そのほか、本県では、行政や県民、事業者のほか、米軍及び米軍関係者や観光旅行者等も含めて、様々な主体が自らの責務や役割を認識し、連携・協力して環境保全活動に参加していくことが必要です。



1 1-1 行政機関

2 県は基本計画に基づき総合的かつ効果的に環境の保全・再生・創造のための施策を推進
3 します。事業者、県民、旅行者等県外市民、NPO等民間団体、金融機関、大学等研究機関
4 及び米軍には、各主体が自主的かつ積極的に環境保全活動に取り組めるように、それぞれ
5 の役割及び環境への配慮指針を提示するとともに、各主体への啓発活動を推進します。ま
6 た、社会資本整備等による環境保全対策の活動基盤の充実、その他の環境保全活動促進の
7 ための支援を行います。

8 なお、本県に占める広大かつ過密な米軍基地の存在・運用は、周囲の県民生活や自然環
9 境等と深く関与していることから、県としても、米軍に対し、その役割の重要性や環境へ
10 の配慮等について、継続的に要請していきます。

11 環境の保全・再生・創造を推進するためには、地域における取組が不可欠であり、地方
12 分権が進展する中で、地域の住民に最も身近な市町村が果たす役割が一層重要となっ
13 てきます。

14 このため、市町村ではそれぞれの地域特性に応じて、環境の保全・再生・創造に関する総合
15 的な計画等の策定を行うとともに、県、事業者、県民等の各主体と協力・連携した取組を推進する
16 ことが必要です。

17

18 1-2 事業者

19 経済活動の大きな部分を占める事業者の取組は、環境の保全・再生・創造の推進にとつ
20 て特に重要であり、様々な事業活動に際して、公害防止のための取組はもとより、資源・エ
21 ネルギーの効率的利用、廃棄物の削減及びリサイクル等の推進、生産工程や流通過程から
22 発生する環境への負荷の低減など積極的な取組が必要です。さらに、県民・NPO法人等・
23 大学・行政などとの連携を深め、地域社会での環境保全活動に、積極的に参加・協力する
24 ことも期待されます。

25

26 1-3 県民

27 県民の環境意識は年々高まっており、廃棄物・リサイクル問題、省資源化・省エネルギー
28 などに配慮した生活を送り、NPO等民間団体の活動に参加する県民は増えてきています。
29 しかし、依然として県民の日常生活に伴って生じる環境負荷は大きいことから、県民の生
30 活様式を環境に配慮したものに転換するなど、環境負荷の低減を積極的に図ることが必要
31 です。

32

33

1 1-4 旅行者等県外市民

2 恵まれた自然景観や独自の文化・歴史等、魅力ある観光資源を有する本県には、毎年多
3 くの観光旅行者が訪れており、ダイビングや自然との触れ合い活動等を楽しんでいます。
4 本県での入域観光客数は、年々増加し、平成 30 年度には、1 千万人に到達しました。令和
5 元年度から令和 2 年度にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少しまし
6 が、令和 3 年 7 月の「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録も
7 あり、新型コロナウイルス感染症収束後は、平成 30 年度に達成した 1 千万人以上の観光
8 客数が見込まれます。

9 短期及び長期滞在に関わらず、観光旅行やビジネス等の目的で県内に一時的に滞在する
10 人は、各自の行動において環境への負荷の低減や環境保全等に努めるとともに、県又は市
11 町村が実施する環境の保全・再生・創造のための施策に積極的に参加・協力することが必
12 要です。

13

14 1-5 NPO 等民間団体

15 県民や事業者等により組織され、環境保全に関する活動を行っている本県の NPO 等民
16 間団体は、それぞれの専門性や特徴を活かしながら、自然保護活動や環境美化活動、緑化
17 活動など、様々な啓発・普及活動を幅広く且つ率先的に行っており、草の根運動やアジア
18 諸国及び途上国への国際協力など、きめ細やかな活動も展開しています。

19 地域の課題や特性などを十分に踏まえながら、環境保全に関する取組を柔軟にきめ細か
20 く進めていくためには、様々な活動を公益的視点から組織的に行なっている NPO 等民間
21 団体の果たす役割が、より一層重要となっています。

22 このため、NPO 等民間団体においては、自主的かつ積極的に環境保全活動の推進を図る
23 とともに、他の団体や行政、事業者、県民との連携・協働により新たな地域環境づくりを
24 継続的に進めることが期待されます。

25

26 1-6 金融機関

27 金融の分野では、ESG 投資(環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)
28 といった要素を考慮する投資)の拡大など、機関投資家が事業者の環境面への配慮を投資の
29 判断材料の一つとして捉える動きが世界的に拡大しています。こうした環境・経済・社会
30 を統合的に向上させる取組は、循環共生社会の実現につながるものと期待されます。

31 本県においても、「おきなわ SDGs パートナー」に登録されている沖縄銀行と琉球銀行を
32 はじめとした資金提供者と連携し、その取組を支援することで、県経済の活性化と更なる
33 環境保全活動の取組を推進します。

34

1 1-7 大学等研究機関

2 本県の環境の保全・再生・創造の推進に必要な基盤的調査・研究を行う大学等研究機関
3 の役割は重要で、専門的・科学的知見を踏まえた諸分野にわたる研究や技術開発等の推進
4 のほか、国内外のネットワークを活用した連携の促進や科学的知見の蓄積、情報提供が期
5 待されます。さらに、その専門性を活かしながら、地域の多様な活動の支援や学校教育の
6 場と連携した学習支援、人材育成の役割も期待されます。

7

8 1-8 米軍

9 本県には広大な米軍基地が存在し、米軍基地面積は、我が国の米軍専用施設の約 7 割を
10 占めています。

11 日常的に発生する航空機騒音による基地周辺住民の健康への影響や、戦闘機・ヘリコプ
12 ター等米軍機の墜落事故、油脂類・赤土・有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)含有泡消火薬
13 剤等の流出、実弾演習による山林火災、返還跡地での土壤汚染・廃棄物など、米軍基地に
14 起因する事件・事故等が継続的な問題となっています。

15 米軍基地及び基地周辺地域には、多くの米軍人・軍属・家族が生活しており、県民の生
16 活環境や自然環境とも広く関連していることから、米軍の組織としても、米軍関係者各個
17 人においても、本県の環境の保全・再生・創造に関する施策への積極的な参加・協力が必
18 要です。

19

1
2
3
4
5
6
7
8
9

2. 主体別配慮指針・取組の一例

行政機関、事業者、県民、旅行者等県外市民、NPO等民間団体、金融機関、大学等研究機関及び米軍は、一人ひとりの日常生活や事業活動による環境負荷の増大が地域環境、地球環境に影響を及ぼしていることを認識し、個人の意識改革とともにライフスタイルや社会システムの変革に向けた取組を行うことが重要です。

このため、各主体は以下に示す環境への配慮指針を参考に積極的に行動する必要があります。

2-1 行政機関

目標	配慮指針
自然共生	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種事業の実施において、環境影響評価等の実施により水や緑の保全、野生生物の生息・生育空間の確保等に配慮する。 ◆水や緑の保全、野生生物の生息・生育空間の確保、自然との触れ合いの場の確保等を図るための施設整備、規制、調査研究、普及・啓発等に関する各種施策を策定、実施する。 ◆環境の保全・再生に視点を置いた事業の実施や技術開発に向けた取組を推進する。 ◆河川整備において、多自然川づくりにより生物の生息空間に配慮する。 ◆世界自然遺産登録地の遺産価値の維持と適正な利活用の両立を推進する。 ◆外来種対策、野生生物の密猟・盗採の防止対策により、希少生物の保護に努める。 ◆保全緑地、公園、道路、公共施設内等の公共用地での緑化を進める。 ◆公共施設等の設置において、地域の歴史的風土や景観に配慮する。 ◆地域で育まれた歴史、文化、風土などの特性を生かした魅力ある地域づくりに向けた取組を推進する。 ◆各種法令等に基づく監視調査を継続し、生活環境の保全に努める。 ◆自然環境に配慮した土地利用を進める。 <p>★取組の一例★</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇浦添市『浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業』 <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続き(令和4年1月準備書手続き) ◇恩納村『サンゴのむらづくりに向けた行動計画』 <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全、事業継続に関する事業などを分野ごとに組み立て、行政・関係団体・地域住民の行動計画を策定し、行政主導ではなく各主体が自ら取り組むことでの相乗効果を推進 ◇竹富町『第2次海洋基本計画』 <ul style="list-style-type: none"> ・海洋に育まれた貴重な大自然と文化の継承、より良い生活環境の実現、国境離島地域の保全等を目的に策定 ◇東村、宜野座村、久米島町『赤土等流出防止対策』 <ul style="list-style-type: none"> ・心土破碎や畔、グリーンベルトの設置 ・裸地への緑肥周知 ・チラシ等での住民への対策周知 ◇うるま市『海中道路周辺海域自然環境再生事業』 <ul style="list-style-type: none"> ・海中道路及びその周辺海域の悪臭発生等の解決に向けた自然再生事業 ・自然環境再生イベントを市と地域で共催し、連携体制を構築 ◇竹富町『西表島エコツーリズム推進全体構想の策定』 <ul style="list-style-type: none"> ・自然観光資源の適正利用を進めるための全体構想の策定に向け協議中 ◇竹富町『竹富町自然保護条例』 <ul style="list-style-type: none"> ・竹富町内に生息・生育する野生動植物の多様性の保全を図るため、希少野生動植物、特別希少野生動植物、指定外来生物を指定。石垣市、宮古島市、八重瀬町でも制定

11

目標	配慮指針
自然共生	<p>◇国頭村『森林セラピーツアー』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林セラピーツアーの企画・運営 <p>◇宜野座村『第4次宜野座村国土利用計画』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然の循環と土地の恵みを重視した村の将来像「水と緑と太陽の里・宜野座村」の実現をめざし、総合的かつ計画的な土地の利用を行うための基本計画
資源循環	<p>◆地域の社会経済活動による環境負荷を低減するための施設整備、規制、調査研究、普及・啓発や対策等の各種施策を策定、実施する。</p> <p>◆各種事業の実施やオフィス活動において、資源の循環に配慮し、環境配慮型商品や再資源化製品の積極的な利用や3Rを徹底し、廃棄物の減量化を推進する。</p> <p>★取組の一例★</p> <p>◇南城市『沿岸環境保全(海岸美化活動)』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐敷海岸や知念海岸での清掃活動を地域住民などと協力し(令和2年度は62団体が参加)、実施 <p>◇竹富町『海岸漂着物対策』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物の処理費(輸送料・処分手数料等)を町が負担 <p>◇県内各地における『不法投棄パトロール』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回による不法投棄行為の防止や看板設置等 ・環境省が5月30日(ごみゼロの日)～6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」と定め、全国で監視パトロールを実施
地球環境保全	<p>◆エネルギーの低炭素化に向け、重油等から天然液化ガス(LNG)への転換を推進する。</p> <p>◆沖縄型環境共生住宅(「地球環境の保全」、「周辺環境との親和性」、「住居環境の健康・快適性」が調和した住宅)の研究、普及・啓発を実施する。</p> <p>◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーやESCO事業を導入し、温室効果ガスの削減を図る。</p> <p>◆公用車の使用に際しては、急発進、空ぶかし、不要なアイドリングをなくす等のエコドライブを心がけるなど適正な運転や燃料消費効率の適正管理(タイヤ空気圧、車載重量等)に努めるとともに、電気自動車等低公害車の導入を進める。</p> <p>◆良好な歩行空間の形成、自転車及びバスやモノレール等公共交通機関の利用促進に努める。</p> <p>◆TDM(交通需要マネジメント)施策や交通流の円滑化の推進に努める。</p> <p>◆地球温暖化、オゾン層破壊など、地球的規模の環境問題に対する各種施策を実施する。</p> <p>◆地域レベルでの地球環境保全対策や取組に努めるとともに、県民や事業者等へのセミナーや支援プログラム等を推進する。</p> <p>◆各種事業の実施において、エネルギーの有効利用や汚染物質の排出抑制等により、環境負荷の低減に配慮する。</p> <p>★取組の一例★</p> <p>◇沖縄市『環境基本計画策定』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市環境基本計画」及び地球温暖化対策の推進を目指す「市実行計画」の両計画を2020(令和2)年度に改定。CO2排出量削減目標や沖縄市一般廃棄物処理計画等を参考とした数値目標を設定 ・市民や事業者等で構築する『沖縄市環境パートナーシップ』を設置し、様々な立場からの意見を聴取 <p>◇那覇市『第2次環境基本計画の中間見直し』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年に策定した第2次環境基本計画について、国内外の情勢の変化等を踏まえ、目標達成に向けた効果的な取り組みを進めるための中間見直しを実施(令和6年3月更新予定)

目標	配慮指針
地球環境保全	<p>◇宮古島市『エコアイランド宮古島推進計画』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「エコアイランド宮古島の推進に関する条例」に基づき、行政、市民、事業者、各種関係団体が一体となって、施策を総合的に推進する計画 ・エコ活動やSDGsに関する記事を掲載したフリーペーパー「島の色」の監修 <p>◇久米島町『ゼロカーボンシティ宣言』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指した取り組みを推進 <p>◇伊是名村ほか『環境協力税』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入域者を対象に課税し観光資源の適切な維持管理、環境美化・保全に充てる。 ・伊是名村は全国初の取組。伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村でも導入している。
環境と経済	<p>◆環境と経済の調和に関する理念について、地域や事業者等への普及に努める。</p> <p>◆環境保全のための費用負担意識について、県民や地域、事業者等への普及に努める。</p> <p>◆事業者における環境マネジメントシステムの普及・拡大に努める。</p> <p>◆県内事業者における社会的責任活動(CSR)を促進する。</p> <p>◆再生可能エネルギー関連設備等の普及・促進を図る。</p> <p>◆リサイクル・ビジネスの展開及び技術力の向上に対する取組を支援する。</p> <p>◆バイオマスの利活用を促進する。</p> <p>◆SDGsの達成に向けた取組の推進、普及・啓発を実施するとともに「おきなわSDGsパートナー」への登録を促進する。</p> <p>★取組の一例★</p> <p>◇国頭村『国頭村観光振興基本計画(案)』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自然環境」「産業・歴史文化」「スポーツ」を3本の柱とした観光基盤の整備を推進するための基本計画 <p>◇宮古島市『エコアクションカンパニー認定制度』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮古島の環境だけに限らずSDGsに寄与する事業活動を行っている民間事業所を認定項目に沿って、「ブルースター・シルバースター・ゴールドスター」に認定 <p>◇石垣市『石垣市バイオマス活用推進計画』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜排泄物、剪定枝、生ごみの堆肥化 ・廃食用油のBDF化(Bio Diesel Fuelの略で、生物由来の油を燃料化すること) ・木質系バイオマスの利用
環境の継承	<p>◆地域における各種事業の実施にあたり、本計画に定める「事業別配慮指針」及び「圏域別配慮指針」、「自然環境の保全に関する指針」に沿って、環境の保全・再生・創造に関する取組を推進する。</p> <p>◆環境学習、環境教育の推進、環境に関する情報の提供等を通じて、環境保全活動を推進するとともに、人材の育成に努める。</p> <p>◆環境マネジメントシステム(エコアクション21・ISO)や環境会計の導入、環境報告書の作成等に関する普及・啓発に努める。</p> <p>◆行政自らがグリーン購入や再資源化製品の積極的な利用に率先して取り組むなど、地域への普及に努め、環境に配慮した商品の購入を促進する。</p> <p>◆研修機会や情報の提供等により、職員の環境保全活動を促進する。</p> <p>◆持続可能な社会の構築を目指した教育・学習プログラムに関する取組を推進するとともに、普及・啓発に努める。</p> <p>★取組の一例★</p> <p>◇国頭村『国頭村公認ガイド認証制度』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境と歴史文化を利活用するガイドの資質向上と適正を確保する。 <p>◇大宜味村『大宜味村エコツーリズム推進全体構想』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境・文化資源の保全 ・地域資源を次世代へ継承する人材育成 ・体験プログラムの提供

目標	配慮指針
環境の継承	<p>◇久米島町『農業環境コーディネーターの設置』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤土等流出防止対策のための意識改善、対策指導を各作物生産農家へ実施 <p>◇竹富町『竹富町観光案内人条例』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然観光資源の適正な利活用を図るため、自然観光ガイド免許制度を導入
島しょ間連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域における環境保全のための市民活動の充実を目的とした支援を行うとともに、その活動の情報提供・共有を強化 ◆人材不足や離島・過疎化地域の環境保全の活動の活性化の推進、支援 ◆SDGsの達成のための取り組みを行っている各主体の連携、SDGsネットワークの広がり、構築を推進 <p>★取組の一例★</p> <p>◇沖縄クリーンコーストネットワーク(OCCN)『まるごと沖縄クリーンビーチ』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省、沖縄総合事務局、第十一管区海上保安本部、沖縄県、各種団体が集まり、海岸清掃活動の情報を一元化、情報発信 ・各団体が個別で行っていた海岸清掃活動の情報を共有することで、効率的な活動を支援 ・年1回県下一斉海浜清掃「まるごと沖縄クリーンビーチ」の実施
科学技術活用	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種事業において、デジタル技術(ICTやIoT)の積極的な利活用やシステム化を実施する。 ◆デジタル技術(ICTやIoT)を利活用する取組を推進するとともに、普及・啓発に努める。 ◆事業者や民間団体と協力したデジタル技術の利活用を推進する。 ◆経済発展と社会的課題の解決を両立する社会(Society 5.0)の実現に向けた技術(IoTやAI)の導入の推進、普及・啓発に努める。 ◆情報通信環境の整備に取り組む。 ◆自然環境や社会環境に関するビッグデータを用いた自然環境保全や地球温暖化対策等に努める。 <p>★取組の一例★</p> <p>◇宮古島市『島嶼型スマートコミュニティ実証事業』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT技術を活用し、再生エネルギーの利用拡大とエネルギー供給コスト低減を実現する社会システムの構築

1

2-2 事業者

3 ※事業者の内、金融機関に関する配慮指針は「2-6 金融機関」(P.210)に記載

目標	配慮指針
自然共生	<ul style="list-style-type: none"> ◆開発等の事業計画において、事業実施の場所、規模等について複数案を設定し、その事業実施における環境影響が可能な限り回避・低減される案を選定するよう努める。 ◆自然環境の豊かな本県において、埋立等の事業を計画・実施するにあたっては、現存する自然が永年に亘る営みによって形成されたものであること、また自然は不可逆的であり一度破壊されると回復が不可能に近いことを十分に考慮し、環境影響評価を実施する。 ◆赤土等の流出による河川・沿岸海域の汚濁を引き起こすことがないよう、陸域での開発・営農等においては、適切な流出防止対策を実施するとともに、赤土等流出防止に関する技術・開発等に努める。 ◆埋立てや護岸の設置など海浜の地形変更を伴う事業においては、地域の生態系・景観への影響について十分に検討する。 ◆事業活動に伴う汚染物質の排出削減、騒音・振動・悪臭の原因の除去、有害化学物質等の適正な管理など公害の未然防止対策を推進する。 ◆施設内で発生する廃棄物や雑排水等については、適正に処理・処分を行い、周辺環境への影響低減に努める。

4

目標	配慮指針
自然共生	<p>◆適正な排水処理(油等の水質汚濁原因物質の流出防止、排水溝へのネットや簡易フィルター設置、植物油の回収、浄化槽の適正管理等)に努める。</p> <p>◆畜産農家等においては、家畜排泄物を適正に管理し、事業所周辺における環境対策を実施する。</p> <p>◆世界自然遺産登録地の遺産価値を維持しながらの利活用に努める。</p> <p>◆屋上緑化等を含めた施設内の緑化に努める。</p> <p>◆各種法令等に基づく規制を遵守し、生活環境の保全に努める。</p> <p>★取組の一例★</p> <p>◇県内土木・建築・環境コンサルタント業・農林業 『各種事業による周辺への環境把握や影響低減を目的とする環境調査及び環境影響評価等の実施』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の程度に応じて各環境項目(大気・騒音・振動・低周波音・動植物・生態系・景観・廃棄物等)の現況を既存資料や現地調査で把握 ・事業による環境影響評価を実施し、各環境への影響低減を目的とした事業位置や規模等の選定や環境保全対策、事後調査等を実施 <p>『赤土等流出防止対策の実施・技術及び商品開発等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種事業の際の赤土等流出防止対策(沈殿池や濁水処理プラントの設置等)の実施により周辺の自然環境への影響低減に努める ・環境に配慮した赤土凝集沈降剤や種子吹付剤等の商品開発等 <p>◇県内商業施設業者 『生物多様性に配慮した商品開発、販売』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な利用に配慮した生物資源の認証(MSC、ASC、FSCなど)商品の積極的な仕入れ・販売を実施。 ・環境負荷の低い農・水・畜産物の開発、販売等
資源循環	<p>◆事業活動において、資源の循環に配慮し、環境配慮型商品や再資源化製品の積極的な利用や3Rを徹底し、廃棄物の減量化に努める。</p> <p>①リデュース：減らす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの堆肥化やごみの減量化に努める。 ・使い捨て製品の利用削減、過剰包装を避ける。 <p>②リユース：再利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用延長や再使用に努める。 ・詰め替え製品の利用やリネン類の二次利用に努める。 <p>③リサイクル：再生利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環資源を有効に活用できるよう、地域のごみ処理のルールに従い適切に分別する。 ・環境配慮型商品や再資源化製品を優先的に使用し、資源の循環に努める。 <p>◆廃棄物処理にあたっては、排出事業者責任を認識し、性状等を把握した上で許可業者に正確な情報の伝達とともに委託し、適正に処理する。</p> <p>◆廃棄物処理業者への委託の際は、事業者責任を怠らないよう、管理に努める。</p> <p>◆環境配慮型商品や機器等の積極的な導入に努める。</p> <p>◆雨水の積極的利用(雨水貯留タンク設置による施設や洗車への活用、道路及び植栽への散水等)に努める。</p> <p>★取組の一例★</p> <p>◇県内ビール製造工場 『ゼロエミッション(廃棄物100%再資源化)の達成』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各工程から発生する様々な廃棄物・副産物を有価物としての売却や再資源化を行い、再資源化率95%以上を達成(2006年度以降継続)

目標	配慮指針
資源循環	<p>◇県内製糖工場 『発生したバガス(残さ)の有効活用』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製糖過程で排出されるバガスは、主に工場内の大型ボイラーの燃料として使用。重油を使うよりも環境に優しく省コストとなる上、ボイラーで造られた蒸気が工場の熱源や発電、機械駆動に利用できる。 ・製糖過程で取り除かれた枯葉やバガスの燃料灰は、堆肥等に使用 ・食物繊維が多く含まれるバガスを機能性食物繊維「醗酵バガッセ」として商品化 <p>◇県内ガラス工房等 『廃ガラス瓶を使用した工芸品の産出』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦後より、廃ガラス瓶を使用して色彩鮮やかな琉球ガラス工芸品を産出 <p>◇県内商業施設業、観光・宿泊業等 『廃棄物の発生低減や資源循環に関わる取組』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋の有料化及びマイバッグの普及・啓発 ・紙パック・食品トレー等の回収 ・施設及び周辺から排出される廃棄物の分別と減量化 ・雨水利用システムの採用(雨水槽を設置し、トイレ洗浄水や植栽の散水等に利用) ・宿泊客賛同・協力によるアメニティグッズ及び消耗品類の使用やリネン類の交換作業の低減 <p>◇県内電気・通信・設備等施工業 『ESCO事業の展開』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設図面や過去の光熱水データを基に予備診断を行ったうえで、現地で調査及びヒアリング等を実施 → 設備全般のトータルコストを考慮した効果的な省エネ改修工事を提案(熱源システムの更新、照明機器の高効率化、節水システムの導入、空調機の更新等) → 改修工事の実施、省エネ効果の計測及び検証の実施 <p>◇県内電力業 『石炭灰・石こうの発生低減』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低灰分、低硫黄分の亜歴青炭を導入 <p>『発電過程での燃焼灰の再資源化』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石炭灰を加工したセメント原料や土砂代替材 ・重油灰に含まれる希少金属を回収し、バナジウム原料やニッケル原料、助燃材や還元剤などとして活用 <p>◇県内土木・建築・環境コンサルタント業等 『事業等における伐採樹木の有効活用』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴い発生した伐採木を集積し、幹の太い有用木や原料木は建築資材・炭・線香等の材料としての利用、細幹や枝葉は破砕機でチップ化し、法面緑化材や赤土等流出防止材、肥料等として利用 <p>◇県内畜産業 『循環型畜産システムの展開』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品製造副産物等を活用した発酵飼料の使用 ・牛糞とおがくずを活用した有機堆肥の生産 ・有機堆肥の利用による土壌改善 <p>◇県内廃棄物処理・再生業 『産業廃棄物等の再資源化』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設廃材として使用されなくなった廃木材等の木質系廃棄物を再利用し、木質燃料ペレットを製造、県内の火力発電所にて石炭と混合燃焼 ・廃棄ガラスを原料とし、多孔質軽量発泡資材や再生砂を開発・製造し、土木建築や緑化等資材、路盤材としての導入・拡大の促進 ・鉄等の金属類の回収や再資源化 ・コンクリートやアスファルト等の建設廃棄物の再生利用等

目標	配慮指針
地球環境保全	<p>◆事業者が自らの事業の使用電力を 100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブである RE100 に参加し、その達成に向けた取組に努める。</p> <p>◆エネルギーの低炭素化に向け、重油等から天然液化ガス (LNG) への転換など石炭火力の低減に努める。</p> <p>◆最新技術を取り入れた発電効率の向上及び太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの導入に努める。</p> <p>◆代替フロン等の使用削減・回収・再利用・破壊の促進に努める。</p> <p>◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーや ESCO 事業を導入し、温室効果ガスの削減を図る。</p> <p>◆社用車の使用において、アイドリングストップやタイヤ空気圧の適正保持などのエコドライブを行い、低公害車(電気自動車、ハイブリッド自動車)等の使用に努める。</p> <p>◆フレックスタイム制や時差出勤制の導入により通勤時の交通渋滞の緩和に努める。</p> <p>◆共同輸配送や最適配車システムなど効率的な輸配送システムの導入に努める。</p> <p>◆海外からの研修生を受け入れ、海外への環境技術の移転など、行政等の協力のもとに、地球規模での環境保全に努める。</p> <p>★取組の一例★</p> <p>◇県内土木・建築・環境コンサルタント業等 『エコドライブの実施・教育等』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事車両及び配送車両等の運転時に急発進や空ぶかしを避け、アイドリングストップや低速走行を実施 <p>『エコ資材の使用によるグリーン購入』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業で使用する資材等を環境への負荷ができるだけ少ないエコ資材等に切替える <p>◇県内電力業 『再生可能エネルギーの導入拡大』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力や太陽光等を用いた再生可能エネルギーの普及拡大に向け必要となる系統安定化対策の実証事業等に取り組んでおり、県内離島をはじめとする各地域で再生可能エネルギーによる発電設備を設置 <p>『クリーン燃料の利用拡大』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマス燃料利用に関する研究や石炭火力発電所において混焼試験を実施、混焼施設の整備 <p>◇県内商業施設業者、観光・宿泊業 『二酸化炭素削減に関わる取組』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看板灯のライトダウンによる CO₂ 量の削減 ・配送車両の排出ガス削減を目指し、低燃費・低排出ガス車両、バイオ燃料使用車両、電気自動車等の導入推進 ・太陽光発電設備、液化天然ガス (LNG) 発電機の採用 ・LED 照明器具や省エネ型空調システム及び衛生設備機器等の採用 ・地産地消を目的とした地元食材の積極的利用 ・電気自動車 (EV カー) を利用したエコツアー等 ・敷地内の植栽や緑化 ・廃熱を利用した温水施設 ・公共交通機関の利用
環境と経済	<p>◆環境と経済との調和に関する理念について、社内における普及に努める。</p> <p>◆環境保全のための費用負担意識について、社内での普及に努める。</p> <p>◆地域における社会的責任活動 (CSR) に努める。</p> <p>◆環境マネジメントシステムの認証取得に努める。</p> <p>◆再生可能エネルギー関連設備等の積極的な導入を図る。</p> <p>◆リサイクル・ビジネスの展開及び技術力の向上に努める。</p> <p>◆バイオマスの利活用に関わる技術力の向上に努める。</p>

目標	配慮指針
環境と経済	<p>◆技術やノウハウを活かして環境保全に貢献するとともに、環境保全に寄与する技術の開発など、エコビジネスへの展開に努める。</p> <p>◆SDGsの達成に向けた取組への参加に努める。</p> <p>★取組の一例★</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇県内商業施設業者 『生物多様性に配慮した商品開発、販売』 ◇県内畜産業 『循環型畜産システムの展開』 ◇県内廃棄物処理・再生業 『産業廃棄物等の再資源化』 <p>※詳細は、前記参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇県内廃棄物処理・再生業 『沖縄県産業廃棄物処理業者優良性評価制度における申請及び情報公開等』 ・優良性評価基準適合事業者リストに登録記載
環境の継承	<p>◆研修会や情報の提供等により従業員の環境保全活動の支援・促進に努める。</p> <p>◆従業員が環境保全活動に参加できる社内体制を構築するとともに、地域における緑化及び美化・リサイクル活動等、事業者単位での積極的な参加協力を努める。</p> <p>◆環境マネジメントシステム(エコアクション 21・ISO)や環境会計の導入、環境報告書の作成などにより、環境管理に関するシステムを充実させる。</p> <p>◆環境配慮に関する情報提供(Webやポスター等による環境配慮型商品やサービスの表示)の周知への啓発、人材育成等に努める。</p> <p>★取組の一例★</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇県内土木・建築・環境コンサルタント業、商業施設業、観光・宿泊業等 『地域における環境保全活動の実施、研修会等による環境保全活動の教育、啓発等』 ・地域に応じた植物種を利用した植樹・植栽活動 ・環境マネジメントシステムの取得による環境保全活動や環境管理等の社内教育、環境経営レポートの公表 ◇県内電力業等 『環境会計の導入』 ・事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定(貨幣又は物量単位)→外部(消費者・地域・行政等)へ伝達→利害関係者に対し、説明責任を果たすと同時に環境に配慮した事業活動の適切な評価につながる。
島しょ間連携強化	<p>◆環境保全のための取組を行っている各主体との連携・協働に努める。</p> <p>◆全県的なSDGsの展開に向けた活動、普及・啓発に努める。</p>
科学技術活用	<p>◆事業活動において、デジタル技術(ICTやIoT)の積極的な利活用やシステム化に努める。</p> <p>◆行政や民間団体と協力し、デジタル技術の利活用を推進する。</p> <p>◆経済発展と社会的課題の解決を両立する社会(Society 5.0)の実現に向けた技術(IoTやAI)の積極的な導入に努める。</p> <p>◆情報通信環境の整備に取り組む。</p> <p>★取組の一例★</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇県内電気・通信・設備等施工業 『デジタル技術を活用した野良犬・猫の捕獲・保護事業』 ・野良犬・野良猫の捕獲器と自動通知機器(IoT機器)を連動することで、巡回の効率化や混獲防止に取り組んでいる。

1 2-3 県民

目標	配慮指針
<p>自然共生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆本県の貴重な生物多様性を保全するため、みだりに野生動植物の捕獲や採取をしない。また、犬・猫等のペットや外来生物の放逐をしない。 ◆地域の外来種駆除作業等に参加するよう努める。 ◆自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築いていくため、環境容量(キャリングキャパシティ)の考えのもと、自然環境を適正に利用する。また、砂浜はオカヤドカリ等の生息場、ウミガメの産卵場であることを認識し、車の乗り入れは極力避ける。 ◆森や緑地を地域の財産として保全するとともに、身近にある自然や緑を大切にする。 ◆川や海を保全するため、生活排水を適切に処理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備区域においては、下水道へ速やかに接続する。 ・汚水処理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。 ・適正な排水処理(食用油や生ごみ等の流出防止、排水溝へのネット設置等)に努める。 ・地域の清掃活動等に参加するよう努める。 ◆それぞれが所有する土地において、裸地を放置しないように適正な管理を行い、赤土等流出の防止に努める。 ◆自然環境や歴史的遺産に対する理解を深め、その保全に協力する。
<p>資源循環</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆各家庭で3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進する。 ①リデュース：減らす <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみを家庭や地域で堆肥化する。水分をしっかりと切り、適正に分別する等、家庭ごみの減量化に努める。 ・過剰包装を避けた商品の購入に努める。 ・行楽で出たごみは家まで持ち帰り、分別して適正に処理する(行楽地のごみの減量化)。 ・地域のごみ処理のルールに従い適切な分別に努める。 ・使い捨て製品の利用削減、過剰包装を避けた商品の購入に努める。 ②リユース：再利用 <ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケットやリサイクルショップの有効活用、リターナブル容器等の再利用可能な製品の利用に努める。 ・グリーン購入への取り組みなどによって、日常のライフスタイルの見直しに努める。 ③リサイクル：再生利用 <ul style="list-style-type: none"> ・循環資源を有効に活用できるよう、地域のごみ処理のルールに従い適切に分別する。 ・地域において集団回収を行う等、循環資源のリサイクルを推進するよう努める。 ・環境配慮型商品や再資源化製品を優先的に使用し、資源の循環に努める。 ◆各家庭で廃棄物の適正処理を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみは適切に分別・減量化し、地域内における処理施設で適正に処理する。 ・調理くずや残飯等の生ごみをダンボール・コンポスト(堆肥用基材)等を利用して、堆肥化。 ・家庭内におけるごみ焼却はしない。 ◆行楽先や飲食店において、食べ残しが出ないように、食べられる量の料理の注文等に配慮する。 ◆雨水の積極的利用(雨水貯留タンク設置による住宅や洗車への活用、植栽への散水等)に努める。
<p>地球環境保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆節電や節水、マイカー使用の自粛、公共交通機関や自転車の利用等、省資源・省エネルギー型ライフスタイルをもって生活する。 ◆アイドリングストップやタイヤ空気圧の適正保持などエコドライブを行い、低公害車(電気自動車、ハイブリッド自動車)等の使用に努める。

2
3

目標	配慮指針
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆太陽熱温水器、太陽光発電を設置するなど自然エネルギーを活用する。 ◆フロン使用の商品を廃棄する場合等にはフロン回収に協力する。 ◆地域レベルでの環境保全活動への積極的な参加等、地球環境保全へと繋がる環境配慮に努める。
環境と経済	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境と経済の調和に関する理念について、講演会や勉強会への積極的な参加等により一人ひとりが意識向上に努める。 ◆環境保全のための費用負担意識について、一人ひとりが認識を深める。 ◆可能な限り、再生可能エネルギー機器や環境配慮型製品の使用・購入に努める。 ◆SDGsの達成に向けた取組に参加する。
環境の継承	<ul style="list-style-type: none"> ◆それぞれの生活が環境に及ぼす影響について認識を深めるため、講演会や自然体験活動等、様々な環境学習に積極的に取り組む。 ◆地域自治体やNPO等民間団体と連携・協働し、リサイクル活動や緑化及び環境美化活動等、地域における自主的な環境保全活動への参加に努める。 ◆生け垣や屋上緑化庭園の設置等、身の回りの緑化に努める。
島しょ間連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆一人ひとりが互いに支えあう「ユイマール」の精神をもって、環境の保全に関する活動に参加する。 ◆全県的なボランティア清掃活動等へ積極的に協力する。

1

2-4 旅行者等県外市民

目標	配慮指針
自然共生	<ul style="list-style-type: none"> ◆本県の貴重な生物多様性を保全するため、宿泊先や訪れた観光スポット等においてみだりに野生動植物の捕獲や採取をしない。 ◆観光に同伴するペット(犬・猫、外来生物等)の放逐や野外への逸出に注意する。 ◆自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築いていくため、環境容量(キャリングキャパシティ)の考えのもと、自然環境を適正に利用する。また、砂浜はオカヤドカリ等の生息場、ウミガメの産卵場であることを認識し、車の乗り入れは極力避ける。 ◆指定された場所以外でのキャンプやバーベキュー等はしない。 ◆本県の豊かな自然環境及び地域で継承されてきた郷土芸能や祭事、歴史的遺産等に対する理解を深め、その保全に協力する。 ◆環境共生型観光を積極的に利用する。
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ◆本県での滞在期間中には3R(リデュース・リユース・リサイクル)に努める。 ・発生したごみのポイ捨てはしない。 ・使い捨て製品の利用を控える。マイバッグの持参やはかり売りの活用等、すぐごみとなる物の入手は避ける。 ・宿泊先及び訪れた観光地等で発生したごみは、それぞれのごみ処理のルールに従い適切な処理・処分に努める。 ・環境配慮型商品や再資源化製品を優先的に使用し、資源の循環に努める。 ◆宿泊先におけるアメニティグッズ及び消耗品類の使用やリネン類の交換作業の低減に努める。 ◆土産物等の過剰包装や個別袋及び容器を断るなど、ごみの発生抑制に努める。 ◆宿泊先や訪れた観光スポット等において、食べ残しが出ないように、食べられる量の料理の注文等に配慮する。
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆宿泊先等における節電や節水に努める。 ◆宿泊先や観光地等における地産地消を目的とした取組に対して認識を深め、協力する。 ◆可能な限り、公共交通機関や自転車の利用に努める。

3

目標	配慮指針
地球環境保全	◆レンタカー利用時には、アイドリングストップやタイヤ空気圧の適正保持などエコドライブの実施や、低公害車(電気自動車、ハイブリッド自動車)等の利用に努める。
環境と経済	◆再生可能エネルギー機器や環境配慮型製品の購入に努める。
環境の継承	◆環境配慮に対する認識を深めるため、宿泊先や観光地等で展開されている美化活動や自然体験活動等、各種イベントに積極的に参加する。

1

2 2-5 NPO 等民間団体

目標	配慮指針
自然共生	<p>◆豊かな自然環境の保全や貴重な動植物の生態系を守るため、河川、海岸等の水質浄化や清掃、美化活動、水源涵養のための森林保全活動や動植物の保護活動、赤土等流出防止のための植栽体験などを企画し、各種イベントや自然体験学習、プログラムなどを通じて適切な知識の普及を図る。</p> <p>◆専門的な知識や技能を生かし、陸域及び海域における動植物の特徴や重要性について普及・啓発を図るとともに、県民の自然保護活動のアドバイザーやリーダーとして各主体のパートナーシップの構築に努める。</p> <p>◆世界自然遺産登録地の遺産価値の保管理と地域社会の発展に努める。</p> <p>◆歴史的建造物、古い街並みなど、地域固有の歴史的景観の保全・継承や、それらを活かしたまちづくりに努める。</p> <p>◆地域の道路、河川、海岸の維持管理について、行政や事業者と連携して、主体的に役割を担う取組の拡大に努める。</p> <p>★取組の一例★</p> <p>◇なごみの空間ネットワーク 『河川・公園等における植樹、育樹』 ・国場川や漫湖公園における桜や松等の植樹、育樹(剪定、施肥、維持管理)の実施による緑の創出・保全</p> <p>◇宮古島海の環境ネットワーク ・「八重干瀬」でのモニタリング調査によるサンゴの現状を把握、周知</p> <p>◇おきなわグリーンネットワーク 『赤土等流出防止活動支援事業』 ・沖縄県赤土等流出防止基本計画に基づく、監視海域 10 地域の小学校での出前講座及びフィールドワークを実施</p> <p>◇おきなわ環境クラブ 『自然と環境の学習の場づくり事業』 ・埋立後の国場川河口域緑地帯に在来植生の植栽などの環境整備を行い、在来植生の再生とともに環境学習の場を創出</p> <p>◇東村観光推進協議会 『外来植物駆除事業』 ・慶佐次レンジャーを設置し、地域の自然フィールドの保全活動の一環でツルヒヨドリの駆除作業を実施</p>

3

目標	配慮指針
自然共生	<p>◇西表島エコツーリズム協会 『サンゴ礁モニタリング・保全普及啓発事業』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフチェック活動、オニヒトデ駆除活動の支援 ・普及啓発活動の企画、普及啓発ツールの開発、人材育成 ・ツアープログラムの開発 <p>『浦内川における希少魚類の調査・保全事業』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中流域の絶滅危惧魚類6種の定期モニタリング調査の実施 ・浦内川の魚類に関する普及啓発活動、調査報告会の実施
資源循環	<p>◆地域における集団回収やフリーマーケットによる再利用、エコマーク商品等環境への負荷の低減に役立つ製品の利用促進などの取組を進める。</p> <p>◆リサイクルやごみ減量、海岸漂流・漂着ごみ問題等に関する学習会やイベント等を開催し、参加・呼びかけを行うとともに、地域における環境保全意識の高揚に努める。</p> <p>◆環境保全への取組、リサイクル社会の構築について事業者や行政に働きかける。</p> <p>◆イベント等の開催時には、環境配慮型商品や再資源化製品の使用に努める。</p> <p>★取組の一例★</p> <p>◇宮古島海環境ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア海岸清掃活動を一般市民へ呼びかけ、月1回実施。 ・他団体や個人の活動情報を集約、発信、行政との意見交換会で市民の声を届けている。 ・小中学校へへの出前講座を実施し、漂着ごみの調査の実施、海ごみ問題を考えるワークショップ等を年に5～6回実施。 <p>◇沖縄リサイクル運動市民の会 『環境教育プログラム(買い物ゲーム)』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校等でごみ減量の課題と課題解決の方法を伝えるワークショップの実施 <p>『くいまーるプロジェクト』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業系の食品残渣を回収、資源化(堆肥、飼料)し、循環型社会システムを構築 <p>『国際協力事業』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICA 国際協力機構からの受託事業で研修生を受入れ、人材育成、支援を実施 <p>◇くるりの会 『ごみの減量化・資源化・再生利用を促進するための情報発信』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの不用品の受入れ、必要な市民への提供 ・学校行事や法事、地域のイベントなどへの食器の無料貸し出し ・ダンボールコンポストを使用して生ごみ堆肥を作る講座の開催
地球環境保全	<p>◆地球温暖化防止に向けた、家庭、事業所、学校、地域などへの普及・啓発に取り組む。</p> <p>◆アイドリングストップ等のエコドライブの促進やフロンの回収に関わる普及・啓発に積極的に取り組み、地球環境への負荷の低減を図る。</p> <p>◆可能な限り、公共交通機関や自転車の利用に努める。</p> <p>◆環境保全に関する民間レベルの国際協力を推進する。</p> <p>◆団体のもつノウハウを生かし、行政や事業者等の活動に対する提言を行うとともに、各主体との連携や協働に努める。</p> <p>★取組の一例★</p> <p>◇しまづくりネット 『通勤通学自転車向け駐輪事業』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道58号歩道に自転車通勤・通学時に利用できる駐輪場を設置 <p>『会社共用自転車向け駐輪事業』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿道ビルのテナント事業者が共用する自転車の駐輪ラックを設置 <p>『宇地泊パーク&バスライド事業』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那覇市への自動車交通をバス利用に転換させるための駐車を、牧港交差点近傍に設置

目標	配慮指針
環境と経済	<p>◆環境と経済の調和に関する理念について、講演会や勉強会の積極的な参加等により一人ひとりが意識向上に努める。</p> <p>◆環境に配慮した商品や再生可能エネルギー機器等の促進運動などを行い、環境保全のための費用負担意識について、家庭内や地域での普及に努める。</p> <p>◆専門性を生かして、環境ビジネスのニーズの提供や経済活動の活性化を図る活動を行う。</p> <p>◆SDGsの達成に向けた取組みへの参加に努める。</p> <p>★取組の一例★</p> <p>◇西表島エコツーリズム協会 『多事業連帯事業』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光業と農業、漁業者等の連携を促進するための勉強会、高数回の企画・開催 <p>『エコツーリズム普及啓発事業』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西表島エコツーリズムセンターの運営管理 ・エコツーリズムに関する講演会、勉強会などの企画・運営
環境の継承	<p>◆環境についての理解を深める講習会・講演会、自然観察会や美化活動などを開催し、地域における環境に対する思想の普及や啓発に努める。</p> <p>◆地域の自然環境や歴史・文化に関わる伝統的な行事の継承や復元等に努める。</p> <p>◆自らが事業者、消費者として、率先して環境保全に取り組む。</p> <p>◆野生動植物の保護に関する情報提供や助言等に努める。</p> <p>◆外来生物の駆除や野生鳥獣の適正な管理のための活動を実施する。</p> <p>◆都市部と農山漁村との交流活動の促進に努める。</p> <p>◆森林ボランティア活動や緑化活動等の地域ボランティア活動の推進に努める。</p> <p>◆地域において様々な環境活動を実施し、普及・啓発を行うとともに、さらなる活動の展開が望めるよう、自らも専門的な知識や技能の向上等に努める。</p> <p>◆持続可能な社会の構築を目指した教育・学習プログラムの考え方を取り入れた活動に努める。</p> <p>★取組の一例★</p> <p>◇奥間川流域基金 『奥間川における自然観察会』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門分野の学識者を招いた自然観察会を実施、環境学習の場として奥間川を活用 ・国内外での研修参加による人材育成 <p>◇海の自然史研究所 『この先、海ですプロジェクト』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水溝と海のつながりからきれいな海を守る学習プログラムを小学校等で実施(環境配慮を促すポスター作成・サイン表示) <p>『サンゴ礁ウィーク 2019』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立博物館・美術館でのイベントに「サンゴのテリトリーウォーズ」と「スポンジぬり絵」を出展 <p>『先行的海洋教育プログラムの導入・普及』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海を学ぶ体験型科学教育カリキュラム(幼稚園～中学生程度)の実施・普及推進 ・海洋科学コミュニケーション実践講座の実施・普及 <p>『各種研究事業』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海の自然史研究(海洋生物の種多様性情報・生態系研究・地域と海に関わる事例調査等) ・科学教育教材開発、人材育成(リーダー養成講座、海洋教育実践者スキルアップ講座) <p>◇おおぎみまるとツーリズム協会 『ベチパー植栽活動(修学旅行・研修)』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外からの修学旅行生との協働でのベチパー植栽を通して、赤土等流出防止対策や環境保全の大切さや必要性を伝える。

目標	配慮指針
島しょ間連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆他の NPO 等民間団体と交流を図り、ネットワークを広げるほか、県民や事業者、行政等の環境保全の取組に対し、団体相互の連携と協働の推進に努める。 ◆全県的な SDGs の展開に向けた活動、普及・啓発に努める。 <p>★取組の一例★</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇西表島エコツーリズム協会 <ul style="list-style-type: none"> ・会員相互の事業等での環境保全に対する取組の紹介、共有 ・SNS 等を活用した外部への情報発信 ◇国頭村観光協会 <p>『奄美沖縄観光・交流連携体制構築事業』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界自然遺産プロモーションの実施 ・ガイド交流事業

1 2-6 金融機関

2 ※「2-2 事業者」(P.200)の配慮指針と重複しているものあり

目標	配慮指針
自然共生	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設内で発生する廃棄物や雑排水等については、適正に処理・処分を行い、周辺環境への影響低減に努める。 ◆屋上緑化等を含めた施設内の緑化に努める。 ◆各種法令等に基づく規制を遵守し、生活環境の保全に努める。
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業活動において、再資源化製品の積極的な利用など3R を徹底し、廃棄物の減量化に努める(詳細は、「2-2 事業者」を参照)。 ◆廃棄物処理にあたっては、排出事業者責任を認識し、性状等を把握した上で許可業者に正確な情報の伝達とともに委託し、適正に処理する。 ◆廃棄物処理業者への委託の際は、事業者責任を怠らないよう、管理に努める。 ◆環境配慮型商品や機器等の積極的な導入に努める。 ◆雨水の積極的利用(雨水貯留タンク設置による施設や洗車への活用、道路及び植栽への散水等)に努める。
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業者が自らの事業の使用電力を 100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブである RE100 に参加し、その達成に向けた取組に努める。 ◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーや ESCO 事業を導入し、温室効果ガスの削減を図る。 ◆社用車の使用において、アイドリングストップやタイヤ空気圧の適正保持などのエコドライブを行い、低公害車(電気自動車、ハイブリッド自動車)等の使用に努める。 ◆フレックスタイム制や時差出勤制の導入により通勤時の交通渋滞の緩和に努める。
環境と経済	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境・社会的課題の解決に資する技術力や製品・サービスを有している事業者を、ESG 要素(環境・社会・企業統治)を考慮して発掘、支援する。 <p>★取組の一例★</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇おきなわイノベーション創出ファンド <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県内の関連課題(SDGs)をイノベーション(新しいソリューション)により解決するビジネスモデルを有する沖縄県内のスタートアップ企業等を含む中小企業への出資や育成支援により地域の活性化を目的とした公的ファンド ・公益財団沖縄科学技術振興センター(OSTC)、株式会社ケイエスピー(KSP)の2社、賛同出資者(LP)として公益財団法人沖縄県産業振興公社、株式会社沖縄銀行、株式会社琉球銀行、JA グループ沖縄、拓南本社株式会社の5社の計7社により「おきなわイノベーション創出ファンド」(OSTC 投資事業有限責任組合)を組成 ・ファンド運営により、「情報通信」「バイオ」「環境」の分野で、沖縄県における新産業創出の核となるベンチャー企業の発掘、育成、支援は、ポストコロナに向けたアジア経済成長の復活と連動させ、沖縄経済の持続的な発展と次世代を担う人材の育成に貢献

3

目標	配慮指針
環境の継承	<ul style="list-style-type: none"> ◆研修会や情報の提供等により従業員の環境保全活動の支援・促進に努める。 ◆従業員が環境保全活動に参加できる社内体制を構築するとともに、地域における緑化及び美化・リサイクル活動等、事業者単位での積極的な参加協力を努める。 ◆環境マネジメントシステム(エコアクション 21・ISO)や環境会計の導入、環境報告書の作成などにより、環境管理に関するシステムを充実させる。 ◆環境配慮に関する情報提供(Web やポスター等による環境配慮型商品やサービスの表示)の周知への啓発、人材育成等に努める。
島しょ間連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆SDGs に関する取組の自走に向けて、地域金融機関と連携した SDGs 金融スキームの設置により、SDGs に取り組む事業者に対する投融资促進の枠組みの整備に努める。 <p>★取組の一例★</p> <p>◇石垣 SDGs 認証制度(制度策定中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石垣市における中堅・中小企業のうち、SDGs に取り組む事業者に対し石垣市が SDGs 認証を行い、認証された事業者は定期的に対外発表され、市場(消費者、上流・下流に位置する大企業など)での認知向上による事業活動の活性化が期待される。 ・認証された事業者は、地域金融機関から金利優遇などのインセンティブが得られる。

1 2-7 大学等研究機関

目標	配慮指針
自然共生	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種調査研究で得られた調査研究結果を広く周知するとともに、自然環境の保全に関する調査、研究に協力する。 ◆自然環境の保全のための取組に参加するとともに、その専門的な知識を活かし、自然環境や生物多様性、外来生物に関する正しい理解を促す活動を行う。 ◆自然環境の保全を図るための規制、調査研究、普及・啓発等に関する各種施策の策定について、専門的な立場から協力する。
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種調査研究活動において、循環に配慮し、環境配慮型商品や再資源化製品の積極的な利用や3R を徹底し、廃棄物の減量化に努める。 ◆ごみの減量、減量化に関する調査研究、普及・啓発を推進する。
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆最新技術を取り入れた発電効率の向上及び太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの導入に努める。 ◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーや ESCO 事業を導入し、温室効果ガスの削減を図る。 ◆再生可能エネルギー等の新エネルギーの導入に向けた調査研究、技術開発を推進する。 ◆専門的な知識を活かし、地球環境保全に関する正しい知識の周知に努める。 ◆各種調査研究で発生する環境負荷の抑制に努める。
環境の継承	<ul style="list-style-type: none"> ◆調査研究により蓄積された情報、研究成果等を活かした各種調査研究への協力及び支援のほか、各主体に対しての助言を行う。
島しょ間連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆国内外の専門分野におけるネットワークを活用した科学的知見の蓄積や情報発信を促進する。 ◆関係機関との連携を強化し、研修生の受け入れや人材交流などを通じた人材育成に努める。
科学技術活用	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種事業において、デジタル技術(ICT や IoT)の積極的な利活用やシステム化に向けた調査研究を推進する。 ◆行政や事業者と協力し、デジタル技術の利活用のための調査研究を推進する。 ◆経済発展と社会的課題の解決を両立する社会(Society 5.0)の実現に向けた技術(IoT や AI)の導入に係る調査研究を推進する。 ◆情報通信環境の整備に取り組む。 ◆自然環境や社会環境に関するビッグデータを用いた生物多様性の保全のための調査研究に協力するとともに情報提供を行う。

1 2-8 米軍

目標	配慮指針
<p>自然共生</p>	<p>◆自然環境の豊かな区域における事業等を計画する際、貴重な野生動植物の生息・生育環境や生態系に十分配慮する。</p> <p>◆埋立てや海浜の地形変更を伴う事業等を計画する際、地域の生態系・景観等の影響について十分検討する。</p> <p>◆演習など米軍の活動に伴う赤土等の流出により、河川・沿岸海域の汚濁を引き起こすことがないように努める。</p> <p>◆廃棄物の処理においては、含有物質や性状等に留意し、適正に処理する。</p> <p>◆米軍基地からの排水は適正に処理し、河川や海域等を汚さないよう努める。</p> <p>◆米軍基地内における油流出事故等により河川、海域等の水質汚染を引き起こすことがないように施設整備等の維持管理を徹底する。</p> <p>★取組の一例★</p> <p>◇米海兵隊太平洋基地</p> <p>『米軍管理の港における検疫及び検査の実施』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病害虫等による本県への環境への影響を低減するため、外来生物及び土壌等の侵入防止 <p>『自然保護の推進』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在沖海兵隊基地において総合的な環境保全及び資源管理プログラムを設け、各キャンプに独自の環境スタッフを駐在 → プログラムの管理業務の従事 ・海兵隊施設内の生物多様性を明らかにするため、琉球大学やハワイ大学の専門家との協力及び連携 ・総合自然保護プログラムの作成における米国農務省森林局との協力及び連携
<p>資源循環</p>	<p>◆米軍基地内から発生する廃棄物については、発生の抑制、リサイクルの推進、廃棄物処理施設の整備を含めた適正処理に努める。</p> <p>★取組の一例★</p> <p>◇米海兵隊太平洋基地</p> <p>『基地内及び周辺におけるビーチ清掃活動』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シングル・マリン・プログラムの主催イベント等において、海兵隊員によるビーチ内のごみやがれきの収集活動の実施
<p>地球環境保全</p>	<p>◆環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の対象事業と同等の米軍の事業について、同法又は同条例で定める環境影響評価の手続き及び事後調査の実施や日常的な環境監視に努める。</p> <p>◆日米両政府間での環境調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議する。万一、環境汚染が生じた際は、調査及び浄化対策等を実施し、汚染原因者として、米軍の責任により適時・的確な回復措置に努める。</p> <p>◆可能な限り、省エネに配慮した電化製品や車両の利用に努める。</p> <p>◆可能な限り、基地内緑化に努める。</p> <p>★取組の一例★</p> <p>◇米軍基地全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米軍基地内における緑化(張り芝等)と管理
<p>環境の継承</p>	<p>◆米軍基地から派生する環境問題については、速やかに基地内への調査のための立入りや事件・事故に関する情報の提供に協力する。</p> <p>◆米軍航空機も民間航空機と同様に、関係する日本国内法に準拠して運航し、米軍航空機による騒音や事故の危険性の軽減に努める。</p> <p>◆原子力軍艦が寄港する港湾周辺に居住する住民の不安を解消するため、米軍に対しても日本国内法の「原子力災害対策特別措置法」に準拠し、万一、放射能事故が発生した場合の災害対策に努める。</p>

2
3

目標	配慮指針
環境の 継承	<p>◆米軍が実施する施設整備工事等において、住居跡や古墳等遺跡と認められるものを発見した際、日本国内法の「文化財保護法」に準拠し、関係機関への届出や通知に協力する。</p> <p>◆土壌の汚染に係る環境基準や関連する国内法に準拠し、米軍基地内での土壌汚染防止対策に協力する。</p> <p>★取組の一例★</p> <p>◇米海兵隊太平洋基地 『文化財保護の推進』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財プログラムには文化財保護経験のある専門家スタッフを配属 ・全ての建設プロジェクトに対し、工事開始前の文化財調査を実施 → 各地域を管轄する市町村の文化財担当者より助言を得て、保護の必要性のある文化財が存在する場合には建設場所の移動を検討

1 3. 事業別配慮指針

2 3-1 県土利用にあたっての環境配慮指針

3 土地は生活や生産活動の共通の基盤であることから、適正な利用を図り、環境の保全に
4 努めることが重要です。

5 このため、土地の利用にあたっては、計画段階のできるだけ早期から当該地域の環境特
6 性や環境配慮事項を把握し、環境への影響をできる限り回避する等の措置によって、環境
7 への負荷の少ない土地利用を進めることが必要です。

8 ここでは、「沖縄県国土利用計画」、「自然環境の保全に関する指針」、及び「生物多様性
9 保全利用指針 OKINAWA¹」に沿って、環境に配慮すべき事項を示します。

10 ¹現時点では暫定版で、令和4年に完全改訂予定。

11 ■土地利用区別の配慮指針

12 土地利用区分ごとに配慮事項を示します。なお、各利用区分を個別にとらえるのではな
13 く、横断的な観点や相互の関連性に十分留意することも必要となります。

14

①農地(農用地)
<ul style="list-style-type: none">■まとまりのある優良農地を確保し、県土保全や水源涵養全等の公益的機能を保全する。■宅地と混在する農地は、地域住民の意向に配慮しつつ、農業生産活動と周辺環境が調和するよう努める。■県土保全や自然環境保全等の多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、赤土等流出防止対策等を推進し、農地保全及び環境負荷低減を図る。■農山漁村については、グリーンツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成し、観光リゾート産業との連携した農林水産業の多面的機能の発揮を図る。■既成市街地内の農地については、良好な都市環境の形成及び防災空間の観点にも配慮した保全と利用を図る。
②森林・原野
<ul style="list-style-type: none">■沖縄島北部(やんばる)や西表島等を含む原始的な森林や保護・保全を図るべき森林は、その保全を基本とし、適正な維持・管理を図る。■生物多様性の保全や温室効果ガスの吸収源、水源涵養、県土保全等の公益的機能を考慮し、将来世代が森林の持つ多面的機能を享受できるよう、多様で健全な森林整備と林業基盤の整備を図る。■森林の有する機能に応じたゾーニングを行い、自然環境に配慮した持続可能な林業生産活動、計画的な森林・林業の振興を図る。■都市やその周辺の森林では、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全・再生を図る。■農山漁村集落周辺の森林では、地域社会の活性化に加え、自然との触れ合いを求める動きや森林ツーリズムの高まりといった多様な県民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。■原野のうち、湿原や草原などの野生生物の生息・生育環境等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持の観点から保全を基本とし、自然が劣化している場合には、自然環境の再生を図る。■その他の原野や採草放牧地については、地域の自然環境に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

15

<p>③沿岸域、水面(湖沼やため池)・河川・水路(農業排水路)等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■自然海岸や砂浜、干潟等の自然が残されている沿岸海域では、多様な生態系の保護・保全を図るとともに、自然体験型の親水空間としての利用を図る。 ■港湾・漁港等では、自然環境に配慮するとともに、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、県民に開放された親水空間の整備に努める。 ■沿岸域の多様な生態系や景観の保全・再生、赤土等流出防止対策、汚濁負荷対策、漂着ごみ対策を図るとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図る。 ■湖沼やため池、河川や農業用排水路では、野生生物の多様な生息・生育環境の保全等、自然環境に配慮するとともに、自然の水質浄化機能や魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペースなどの多様な機能の維持・向上を図る。
<p>④道路</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■市街地では、環境施設帯の設置、道路緑化などの良好な沿道環境の保全・創造を図る。 ■島しょごとに特色ある沖縄の自然・文化・歴史等を生かした道路空間の形成と保全に配慮する。 ■農道、林道の整備においては、自然環境に十分配慮する。 ■野生生物の道路への進入防止や脱出を容易にする側溝の採用及びロードキルの回避策を図る。
<p>⑤宅地</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■住宅地では、自然の地形を活かした道路や公園、緑地などの空間を確保し、災害に関する地域の自然的特性を踏まえた適切な街づくりを図る。 ■既成市街地では、土地の高度利用や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備等を図る。 ■工業用地では、工場立地法に基づき緑地を確保し、住宅区域との間で良好な環境の確保を図る。 ■工場移転や業種転換などによる工場跡地では、土壌汚染調査や対策を講じる。 ■その他の宅地では、良好な環境の確保に配慮し、周辺の土地利用との調整を図るとともに、地域の合意形成を踏まえ、地域特有の景観や環境との調和にも配慮する。
<p>⑥その他(公用・公共用施設用地、レクリエーション用地等)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■造成などによる自然地形の改変を最小限にとどめ、野生生物の生息・生育環境を確保するため、可能な限り残置森林の保全に努める。 ■自然景観との調和を図り、緩衝地帯の設置や農薬の適正使用など、周辺の自然環境に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。 ■歴史的・文化的背景より散在化している個人墓地については、周辺地域の土地利用や自然環境との調和に配慮しつつ、可能な限り集約化を図る。 ■観光の振興、県民価値観の多様化や自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域住民の生活環境と調和するよう、計画的な有効利用を図る。
<p>⑦低未利用地</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■空き地や資材置き場などの都市の低未利用地では、環境に配慮しつつ、再開発用地や防災、自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地などとしての再利用を図る。 ■農山漁村の耕作放棄地では、多様な主体による直接的・間接的参加を促進し、各地域の特性や自然環境を踏まえた農地としての活用を図る。
<p>⑧米軍施設・区域</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■米軍施設・区域の返還跡地では、汚染物質や不発弾調査及び除去等を図り、公共用施設、宅地及び農地等としての円滑な跡地利用の促進や自然環境の保全に配慮する。 ■人の立入が制限され貴重な動植物が生息・生育してきた地域については、特定外来生物等の侵入防止対策などの管理体制を強化する。

1 ■地域別の配慮指針(環境配慮方針)

2 「自然環境の保全に関する指針」及び「生物多様性保全利用指針 OKINAWA¹」では、地
3 域環境の特性に応じた生物多様性の保全・利用に活用できるように、各地域の総合評価ラ
4 ンク及び各種環境情報を環境カルテとしてとりまとめました。環境カルテは当該地域の環
5 境条件や留意事項について概略的かつ網羅的に把握することを目的に作成し、自然環境の
6 保護施策、開発事業における保全措置、利用時の情報源としての利活用を期待するもので
7 す。

8 各環境カルテには、各地域の配慮指針(環境配慮方針)を記載しています。環境配慮方針
9 は、各環境カルテの記載内容のうち、特に配慮すべき情報(総合評価ランク・タイプ、保全
10 優先度²、保護区等の設置状況、特異な自然環境、重要種の分布)を概要的にとりまとめ、
11 各地域での保全・再生等の取組を促進するための環境配慮の方向性を示しています。

12 陸域と海域の環境配慮方針の記載例は以下のとおりです。

13 ¹現時点では暫定版で、令和4年に完全改訂予定。

14 ²保全優先度のスコアリング付けの概要については、P.123「8-2 環境技術の開発・活用」を参照。

16 陸域の環境配慮方針例

17 原始的な自然が広がる本地域において、生物多様性の維持を図る上で、保全優先度が
18 高い区域である。特に哺乳類、爬虫類、両生類については、種多様性及び希少性、いず
19 れの観点からも保全優先度が高い。大径木が生育する自然林、森林内を流れる溪流環
20 境、亜熱帯の感潮域に特徴的なマングローブ林が分布している。天然記念物指定の動物
21 など法令による保護種が生息・生育する可能性がある。レッドデータに記載された絶滅
22 危惧種が生息・生育する可能性があり、保全上重要な特定植物群落が分布しており、保
23 全への配慮が求められる。

25 海域の環境配慮方針例

26 自然海域が広がる本地域において、生物多様性の維持を図る上で、保全優先度が高い
27 区域である。特に沿岸魚、海草藻類については、種多様性及び希少性、いずれの観点か
28 らも保全優先度が高い。陸から海が連続する自然海岸が一部に残されている。沖縄県選
29 定の重要なサンゴ礁海域、ウミガメ類が産卵のために上陸する可能性のある砂浜が分
30 布しており、これら沿岸環境の保全への取組が求められる。天然記念物指定の動物など
31 法令による保護種が生息・生育する可能性がある。レッドデータに記載された絶滅危惧
32 種が生息・生育する可能性があり、保全への配慮が求められる。

1 3-2 各種事業の実施における環境配慮指針

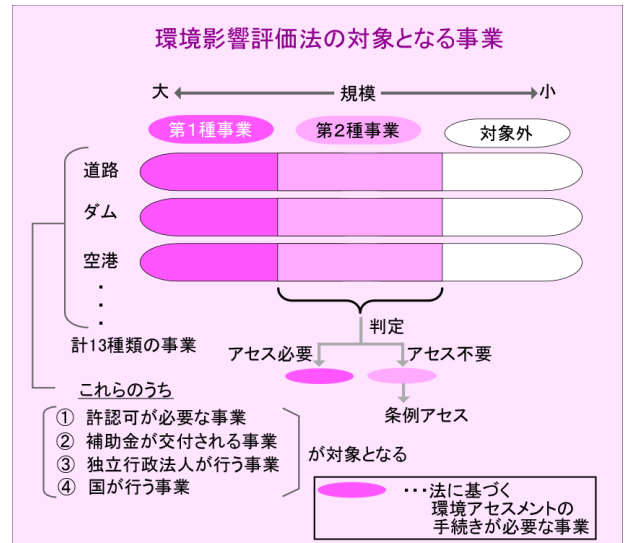
2 本県は、多種・多様な動植物が生息・生育し、豊かで貴重な自然環境を有していますが、
3 人口や観光客の増加、さらには社会経済の発展等により、本県の豊かな自然環境が失われ
4 つつあります。

5 このため、本県では規模が大きく環境への影
6 響の程度が著しいものとなるおそれがある事
7 業について、「環境影響評価法」及び「沖縄県環
8 境影響評価条例」に基づく環境影響評価の手続
9 を実施し、事業の実施に際して、当該手続に
10 において検討された環境保全措置を講ずること
11 で、事業の実施に伴う環境影響の回避・低減に
12 一定の成果をあげてきました。

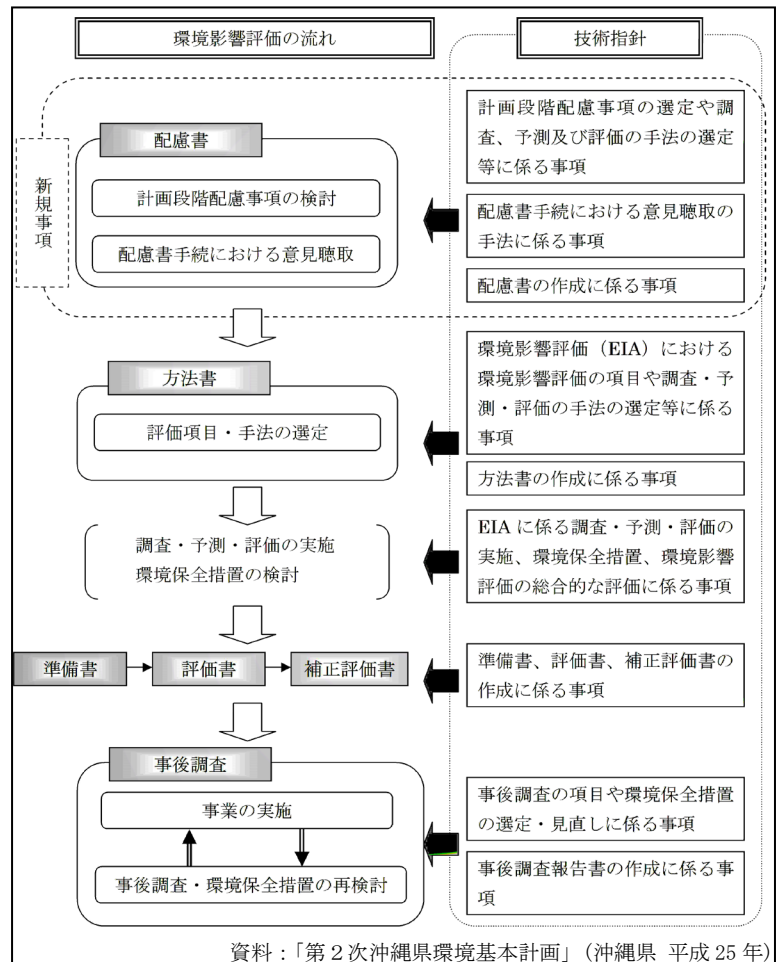
13 しかしながら、これまでの環境影響評価制度
14 は、事業実施段階での環境保全措置が中心で
15 あったことから、計画段階からの環境配慮が求
16 められてきました。

17 このような事業実施段階における
18 環境影響評価の限界を補うた
19 め、事業のより早い段階から環境
20 配慮を行う「計画段階配慮書手続」
21 が平成23年の環境影響評価法の改
22 正において導入されました。県に
23 おいても、条例を平成25年3月に
24 改正して同手続を導入しており、
25 計画段階から配慮できるよう制度
26 の見直しを行い、令和4年3月の
27 時点で9件の事業が配慮書の作成
28 を行い、事業を進めているところ
29 です。

30 各種事業の実施にあたっては、
31 右図に示す環境影響評価の流れや
32 共通事項及び個別事項、本県の自
33 然環境保全の施策となる「自然環
34 境の保全に関する指針」等に基づ
35 き、本県の環境に配慮する必要が
36 あります。



資料:「第2次沖縄県環境基本計画」(沖縄県 平成25年)



1 3-2-1 共通事項

2 各種事業の計画等に当たり、当該地域の将来像や自然的状況、社会的状況、各種行政
3 計画・法令等規制状況等に十分配慮して構想を立案するとともに、地域住民や専門家
4 の意見の反映に努める。
5

6
7 各種事業の実施に先立ち、現状の自然環境及び周辺環境把握のための環境調査を実施
8 するとともに、「工事の実施」及び「施設の存在及び供用」における環境調査(モニタ
9 リング調査)等を実施する。また、その調査結果の情報公開に努める。
10

11
12 各種事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、事業の実施に伴う周辺環境への
13 影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮するとともに、
14 必要に応じて環境影響評価の手続きを実施する。
15
16

17
18 貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然と触れ合う重要な場等の貴
19 重な自然や文化財等に影響を及ぼす立地は避けるよう努める。また、原生的な自然が
20 存在し、自然度の高い地域における事業についても同様に、可能な限り回避する。や
21 むを得ずこれらの自然環境を改変する場合は、その改変面積を可能な限り縮小し、環
22 境への影響を低減化して自然の持つ復元能力を極力活かすとともに、消失する自然環
23 境の代償措置を講じる。
24

25
26 自然度の低い場所を改変する場合においても、自然や野生生物に優しい工法の採用に
27 努めるとともに、必要に応じて新たな環境の創出や環境の復元等の措置を講じる。
28

29
30 工期や工法の選定に際しては、野生生物の繁殖時期をさけるなど、その生態に配
31 慮する。
32

33
34 建設資材への再生資源の利用に努めるとともに、建設廃棄物の再利用、再資源化を進
35 める。
36

37
38 再生可能エネルギーの導入や省資源・省エネルギーに配慮する。
39

1 3-2-2 個別事業

①道路の新設及び改築の事業

- 貴重な動植物の生息・生育環境、優れた景勝地、人が自然と触れ合う重要な場や文化財等に影響を及ぼすルート選定は避けるよう努め、やむを得ない場合は、トンネルや橋梁など、道路構造の工夫により影響の回避に努める。
- 通過交通の多い幹線道路については、住宅地や農村集落、学校、病院等の地域住民の生活環境に著しい影響を与える可能性のあるルート選定は避けるよう努め、やむを得ない場合は、環境施設帯を設ける等、道路構造の工夫により影響の回避に努める。
- 野生生物の生息・生育環境の分断をできるだけ避け、地域の健全な生態系の保全に努める。
- 自然度の高い地域にあっては、生息地の分断等により、野生生物への影響が生じるおそれがあるため、動物の移動路の確保等に努める。
- 市街地部での道路新設においては、必要に応じて環境施設帯を設けるなど道路構造の工夫により、大気汚染、騒音・振動の防止に努める。
- 透水性舗装等により雨水の地下浸透を促し、地域の水循環を確保するよう努める。
- 再生資源を活用した路盤材・アスファルト合材等の利用に努める。
- 歩道や中央分離帯、道路法面における緑化や植栽については、可能な限り自生種や各地域に応じた種の活用に努める。
- 樹林地や造成緑地、沿道の自然景観の保全に努める。
- 無電柱化については、地域の状況を踏まえて必要に応じて実施し、良好な街並景観の形成に努める。

②鉄道又は軌道の建物及び改良の事業

- 地域社会の分断が生じないようなルート選定や構造物の形式、連絡路の設置等に配慮する。
- 低騒音型車両の導入等により騒音・振動の低減に努める。
- 駅前には公共空間を確保するよう努め、駅及びその周辺部の整備について、まちの顔としてその地域らしさが現れるような景観上の配慮を行う。

③河川、ダム、放水路又は砂防ダムの設置及び改築の事業

<河川>

- 水辺の自然や水生生物を保全しつつ、河川の持つ浄化機能の維持に努め、やむを得ず改変する場合は、影響の低減や環境の再生に努める。
- 上下流、陸域・水域等について、連続した環境を確保するなど河川の生態系の保全、再生に努める。
- 都市域や農村地域においては、水辺の緑や親水性の確保、形成に努めるとともに、生物の生息・生育空間の積極的な保全、再生に努める。
- 河川管理への流域住民の参加、協力を促進するため、計画策定にあたっての住民意見の反映、住民参加組織の結成等に努める。
- 河川を活用した環境教育等の展開に努める。
- 下流域の自然環境や生活環境の保全に配慮した維持流量の確保に努める。

<ダム>

- 堤体、湛水、骨材等の採取、工事用道路等の整備も含め、自然環境の改変を極力最小化するような場所の選定に努める。
- 立地場所の選定にあたっては、湛水による生活環境や地域社会への影響を最小化するよう努める。

- ダム堤体、法面等については、周辺の景観に調和するよう配慮する。
- ダム湖周辺は、自然との触れ合い活動の場として重要であり、親水性が確保された施設や景観の形成に努める。
- ダム湖では、水の対流措置等により、湖水の富栄養化の防止に努める。

④発電所の設置又は変更の事業

- 都市計画等に留意し、住宅地などの地域住民の生活環境に著しい影響を与える立地は避けるよう努める。
- 大気汚染の防止に配慮した燃料の選定を行う。
- 発電所の稼働に伴う大気汚染、騒音・振動等の影響を最小限に防止するため、施設周辺の緩衝帯の確保、適切な処理、低公害型・低負荷型の機器の使用等に努める。
- 発電に伴って生じる温排水については、エネルギー回収に努めるとともに、水生生物等に配慮し、海水温や潮流の著しい変化を生じないように努める。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- 燃焼に伴って生じる燃焼灰の有効活用を行う。
- 建屋、煙突等の配置、高さ等については、周辺の景観との調和に配慮する。
- 施設の開放等により地域の環境保全活動に協力する。
- 地球温暖化防止や安全性に配慮した発電計画を検討する。
- 節電やエネルギーの有効活用等について、普及・啓発に努める。

⑤飛行場の設置又は変更の事業

- 自然度の高い地域にあつては、工事計画、飛行計画の工夫等により、騒音や光等による野生生物への影響の低減に努める。
- 住宅地や学校、病院等、地域住民の生活環境に著しい影響を与える可能性のある立地は避けるとともに、非常用・緊急用等を除き、飛行時間や飛行ルートにも配慮する。
- 十分な緩衝施設帯の確保に努める。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。

⑥埋立及び干拓の事業

- 水生生物や野鳥等の貴重な動植物の生息・生育環境、自然海岸、自然との触れ合いの場、漁業資源等に影響を及ぼすような立地は、避けるように努め、やむを得ない場合は、影響をできるだけ最小化するよう努める。
- 埋立用の土砂の確保のために、自然環境への新たな影響を生じないように努める。
- 水質の悪化や生物への影響を低減するため、埋立地、堤防等の位置や形状は、潮流が大きく変化することのないよう配慮する。
- 環境に影響の少ない工法の開発、推進に努め、特に工事中の浚渫、掘削、余水排水等による濁水影響の防止に努める。また、野鳥の生息地等となっている場合は、繁殖や渡りの状況等を踏まえた工事計画とするなど、騒音などの影響の防止に努める。
- 資材等の搬入方法の工夫、陸上の工事用車両の走行経路の工夫、適切な交通誘導等により、周辺生活環境への騒音等の影響の低減に努めるとともに、渋滞の防止や安全性の確保に努める。
- 埋立用の土砂は、有害物質等による汚染がないものであることを確認する。
- 将来の土地利用、施設配置なども含め、周辺景観との調和に努める。
- 護岸については、周辺景観との調和に配慮するとともに、親水性の高い水辺の形成に努める。
- 海水や海風の影響など地域性を踏まえた海浜植生の再生に努める。
- 海岸や海域の自然の解説板の設置等については、利用者の環境教育に資するよう配慮する。

⑦土地区画整理事業

- 身近に自然と触れ合える場として、良好な樹林地を可能な限り保全するとともに、造成緑地や親水施設の整備に努める。
- 事業の実施にあたっては、周辺の土地利用の状況や下水道、廃棄物処理施設、公共交通機関等の都市基盤の整備状況との整合を図る。
- 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下等が生じないように配慮する。
- 自然の地表面や緑地の保全に努めるとともに、透水性舗装等により雨水の地下浸透を促し、地域の水循環を確保するよう努める。
- 電波障害、日照障害、風害により、環境に著しい影響が生じないように配慮する。

⑧農地(農用地)の造成及び改良、畜産施設の設置、養殖場の建設の事業

- 農地の造成や森林の整備にあたっては、貴重な動植物等の生息・生育環境や周辺の生態系、下流の水環境等に影響を及ぼさないよう努める。
- 畜産業については、糞尿の適正な処理等により水質汚濁や悪臭の防止に努める。
- 環境保全型農業を推進し、農薬や化学肥料の適正使用等により、水・土壌環境、生態系等への負荷の軽減に努める。
- 施設園芸用プラスチック等の農業廃棄物の削減に努めるとともに、適正な処理を行う。また、畜産の糞尿等については、堆肥化等の有効利用に努める。
- 既存農地の基盤整備にあたっては、水路、ため池などにおける生物の生息・生育環境の保全や健全な水循環の確保、田園景観の保全に努める。
- 農林業を通じた環境教育について、場の提供や情報発信等に努める。
- 養殖施設等の立地にあたっては、自然との触れ合い活動の場や、優れた自然への影響を生じるとような漁場設定は避けるよう努める。
- 養殖等については、餌料の適正な使用等により、海域の水質の保全に努める。
- 水産加工場については、水質汚濁や悪臭の防止に努める。
- 水産加工に伴う残渣等の廃棄物の有効利用及び削減に努めるとともに、適正に処理する。
- 外国種の導入にあつては、在来水産生物種を駆逐することのないように配慮する。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。

⑨工場団地の造成及び工場又は事業場の建設の事業

- 都市計画に留意し、住宅地、学校、公園などの地域住民の日常生活の場や公共施設に隣接した立地は避けるよう努める。
- 大気汚染、騒音・振動、悪臭などの影響を防止するため、緩衝帯の確保、低炭素エネルギー等への転換、適切な処理施設の整備、低公害型・低負荷型の機器の使用等に努める。
- 資材運搬や通勤による交通渋滞や自動車交通公害を生じないよう、車両走行経路の適正化、資材運搬の合理化、駐車場や荷おろし場の確保、マイカー通勤の削減等に努める。
- 下流部の利水や生態系に留意し、必要に応じて高度処理を行うなどの適正な排水処理に努めるとともに、水の循環利用を図る。
- 製品の生産から流通、消費、廃棄に至る資源の有効利用に配慮した生産を行うとともに、廃棄物の減量化や再利用に努める。
- 有害物質による大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染などを未然に防止するため、有害物質の使用や発生を抑制、管理体制や事故時の対応策の強化等を図る。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- 施設の周囲の緑化に努める。
- 大規模な壁面や多数の設備類等のデザイン上の工夫など、景観への配慮に努める。

- 自らの環境負荷の把握や環境管理、従業員の環境教育等に取り組む。
- 施設の開放、人的協力等により地域の環境保全活動への協力を努める。
- 事業活動におけるエネルギーの効率的利用に努める。
- 製品の生産から流通、消費、廃棄までを通したエネルギー消費が少ない製品の生産に努める。
- 地球温暖化対策のため、二酸化炭素などの温室効果ガス排出抑制のための計画策定に努める。

⑩住宅団地の建設の事業

- 野生生物の生息・生育環境の確保など地域の健全な生態系の保全や景観に配慮する。
- 良好な樹林地を可能な限り保全し、造成緑地や親水施設の整備に努める。
- 建設にあたっては、周辺の土地利用の状況や下水道、廃棄物処理施設、公共交通機関等の都市基盤の整備状況との整合を図る。
- 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、地盤沈下等が生じないように配慮する。
- 敷地の緑化や既存樹木の活用に努めるとともに、透水性舗装等により雨水の地下浸透を促し、地域の水循環を確保するよう努める。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。

⑪ゴルフ場、スポーツ・レクリエーション施設、海浜リゾート施設等の建設又は変更の事業

- 事業計画地の選定にあたっては、事業地の環境特性を十分に把握し、周辺の土地利用の状況との整合を図る。
- 野生生物の生息・生育環境の確保など地域の健全な生態系の保全や景観に配慮する。
- 良好な樹林地を可能な限り保全するとともに、造成緑地や親水施設の整備に努める。
- 農薬や肥料の使用に際しては、極力使用を低減するよう努めるとともに水質汚濁の要因とならないよう配慮する。
- 夜間照明による野生生物への影響の低減に努める。
- 利用客による周辺交通量の増加や周辺環境への影響に配慮する。
- 公園・緑地の緑が持つ環境保全機能に留意し、大気浄化、ヒートアイランドなどの都市気象や騒音の緩和に努める。
- 雨水の利用や中水道の導入等により、水の循環利用に努める。
- 自然環境や歴史的遺産を活用した景観など、施設の整備にあたっては、本来、有している環境に配慮する。
- オープンスペースの確保や良好な都市景観の形成に努める。
- 自然との触れ合い活動の場や環境教育に資するような施設とするよう配慮する。
- 地域の生産活動や地域住民の自然との触れ合い活動に支障をきたさないようにするとともに、地域の人々に開かれた空間として利用できるよう配慮する。

⑫廃棄物処理施設の設置又は変更の事業

- 施設の整備にあたっては、周辺の土地利用の状況との整合を図る。
- 廃棄物処理による大気汚染、水質汚濁、悪臭、土壌汚染等が生じないよう、施設の適正な維持管理を徹底する。
- 施設の整備にあたっては、周辺の土地利用の状況との整合を図る。

⑬下水道終末処理場の設置又は変更の事業

- 施設の整備にあたっては、周辺の土地利用の状況との整合を図る。
- 雑用水や修景用水など下水処理水の再利用に努める。
- 下水汚泥等の再資源化や有効利用に努める。
- 下水排熱等を有効利用するための施設の整備に努める。
- 敷地内の緑化を進め、周辺景観との調和を図る。

⑭土石、砂利の採取及び鉱物の採掘の事業

- 展望台、幹線道路などの眺望地点からの景観を著しく阻害するような場所における採取は避けるよう努める。
- 鉱山等については、鉱場からの表流水、浸出水及び排水を適切に処理し、有害物質等による下流の利水、生態系などへの影響の防止に努めるとともに、閉山後の適正な管理又は処理に努める。
- 資源採取に伴う粉じんの飛散防止や廃棄物の適正な処理を行う。
- 運搬車両や工事機械による大気汚染、騒音・振動などの公害を防止するため、走行経路の工夫、低公害型・低負荷型の機械の使用等に努める。
- 景観保全と裸地化による濁水の発生の未然防止のため、速やかな緑化に努める。

⑮防波堤の建設及び改良の事業

- 自然の海岸線、干潟や海域の自然を将来に継承するよう事業の必要性和実施方法を慎重に検討する。
- 堤防等の設置にあたっては、潮流の変化等によって周辺の水質の悪化を招かないように、その配置、形状に配慮する。
- 海岸の整備にあたっては、周辺の自然特性、生態系、重要な景観に配慮する。
- 海洋性レクリエーションや地域住民の憩いの場、伝統的行事、漁業活動等に利用されている資源を保全するとともに、これらの利用が行われる場での環境保全と利便性確保など、海と後背地の一体化や景観等に配慮する。
- 堤防、離岸堤等による潮流の変化等により、貴重な海岸地形や人が自然と触れ合う重要な場等への影響が生じないように、位置や形状等に配慮する。
- 地域住民やレクリエーション利用者が集い、交流できるような場の形成に努める。
- 防波堤及び周辺の整備にあたっては、利用者の環境教育、海岸愛護思想の普及と啓発に資するよう配慮する。

⑯その他の事業

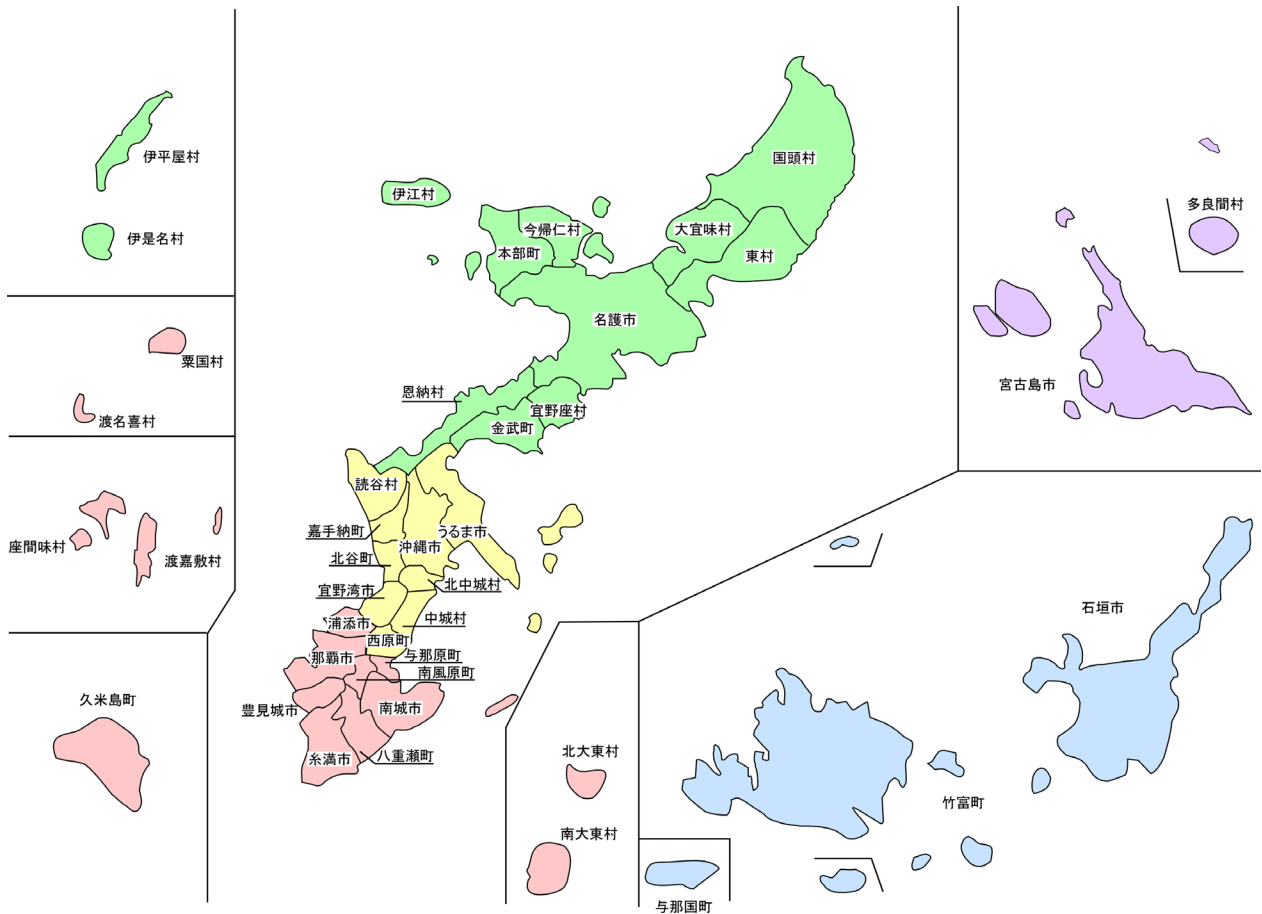
- 上記に掲げるもの以外においても環境に影響を及ぼすおそれのある事業については、共通事項に示す事項に従い環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。

1 **4. 圏域別配慮指針**

2 本県の環境の保全・再生・創造に向けては、県行政における環境保全施策の総合的かつ
 3 計画的な実施とともに、行政機関、事業者、県民、旅行者等県外市民、NPO 等民間団体、
 4 金融機関、大学等研究機関及び米軍の各主体が環境基本計画の基本的な方向に沿って、そ
 5 れぞれの地域の実情に応じた環境保全活動に取り組むことが必要です。

6 このため、関連計画との整合性を考慮し、県を沖縄島北部圏域、沖縄島中部圏域、沖縄
 7 島南部圏域、宮古圏域、八重山圏域の 5 つの圏域に区分し、それぞれの圏域ごとの環境に
 8 配慮すべき事項を示します。

9



10

11

圏域	市 町 村	
沖繩島北部圏域	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	
沖繩島中部圏域	うるま市、沖繩市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、宜野湾市、西原町	
沖繩島南部圏域	沖縄島	那覇市、浦添市、豊見城市、糸満市、南風原町、八重瀬町、与那原町、南城市
	周辺離島	久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
宮古圏域	宮古島市、多良間村	
八重山圏域	石垣市、竹富町、与那国町	

12

13

◆ 問題点 ◆	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発等による貴重な野生動植物を含む自然環境や生活環境への影響 ● 白化現象やオニヒトデの食害等によるサンゴ礁環境の衰退 ● マングースやタイワンハブ、モクマオウ、ギンネム、ツルヒヨドリ等の外来種や、ノイヌ・ノネコの逸出及び拡大による生態系の攪乱 ● 埋立て、堤防、護岸の設置等による自然海岸の減少、沿岸・海洋環境の有する様々な機能への影響 ● 開発事業や農地等からの赤土等流出による河川や沿岸海域の汚濁 ● 畜舎排水、生活排水、事業場排水等による水質の悪化、河川の人工化、農薬の流入等による水生生物の減少、親水性の低下 ● 観光客の増加に伴う環境負荷の増大 ● リサイクル対策、不法投棄の増加等、廃棄物に関わる問題の発生 ● 海岸漂着物による環境や景観への影響、その回収作業における地域住民の負担
◆ 環境配慮事項 ◆	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発等にあたっては、各島の環境特性を踏まえ、自然環境の保全に十分配慮する。 ● 河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の攪乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。 ● オニヒトデの食害等を防止し、豊かな海域生態系の保全を図る。 ● 生活に支障をきたす騒音や悪臭を出さないよう、近隣に配慮した生活や事業活動に努める。 ● 過去の開発等により失われた自然環境の再生と残された自然の保全に努める。 ● 外来種の防除やペット類(犬・猫等)の遺棄の防止に努める。 ● 汚水処理については、公共下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、家庭、事業場等による排水で河川や海域を汚さないよう、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。 ● 畜舎排水については、家畜排せつ物法に基づき、堆肥舎等の家畜排せつ物処理施設を整備する。また、家畜排せつ物を液肥利用するためには臭気を低減する必要があるため、貯留槽に曝気装置を付設するよう努める。 ● 観光産業においては、多様で個性豊かな自然環境や歴史的・文化的に優れた地域資源を生かすとともに、環境容量(キャリングキャパシティ)を踏まえた環境保全活動と経済活動が共存するルール作り等の取組に努める。 ● 廃棄物は、排出抑制や減量化、再資源化等により最終処分量の低減に努める。 ● 雨水、再生水等の水資源の有効利用を推進する。 ● 関係機関と連携した廃棄物の不法投棄の未然防止や適正処理の指導に努める。 ● 海岸漂着物回収作業は、県内外へ広く呼びかけ、作業人口を増やすとともに、県内外の発生抑制にも努める。また、海外からの漂着物対策として、海外交流を通じて、漂着物に関する情報を共有し、発生抑制に努める。 ● 環境に配慮した産業の創出を目指し、太陽光発電や風力発電、バイオマス等の再生可能エネルギー導入に関する実証試験・実用化に向けた取組に努める。

4-1 沖縄島北部圏域

① 環境の特性	<ul style="list-style-type: none"> ● 本圏域は、1市2町9村で構成され、沖縄島北部に位置している。 ● 本圏域は、拠点都市である名護市を中心として、恩納村、金武町以北と伊江島、伊是名島、伊平屋島等の周辺離島で構成されている。 ● 沖縄島北部は、「やんばる」と称されるように低地が少なく、多くが山地で構成される地形を特徴とし、陸域、海域ともに多様で豊かな自然が残る。 ● 山地部には照葉樹林が広がり、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ヤンバルテナゴコガネなど貴重な野生動物が生息し、陸地周囲の海域にはサンゴ礁が発達しており、比較的生育が良好なサンゴ群集がみられる。 ● やんばる地域は国内最大級の亜熱帯照葉樹林を有することや希少な動植物が多数生息・生育していること等を背景に、平成28年9月に国立公園化、令和3年7月には世界自然遺産に登録されている。 ● 圏域面積の約14%、県全体の約6割に相当する面積が米軍施設・区域に供され、その大部分は演習場として利用されている。 ● 水資源開発の推進により、沖縄島内の水がめとして9つの国管理ダムが存在する。 ● 土壌は国頭マージが多く分布しており、花卉、パインアップル、みかん等の果樹、さとうきび等の農業や、国頭村等では林業が営まれている。 ● サンゴ礁のイノーの中では、モズク等の海藻養殖が行われている他、定置網漁業やウニ漁等が営まれている。 ● 美しい自然海岸を有し、沖縄海岸国定公園にも指定されている西海岸地域では多くのリゾートホテルが建ち並び、本県を代表する観光地を形成している。 ● 東村や国頭村、大宜味村等ではエコツーリズムや民泊型体験・参加型観光が盛んに行われている。 ● 世界遺産に登録された今帰仁城跡、大宜味村喜如嘉の芭蕉布など、歴史・文化的に優れた資源を有する。 ● 名護市以北の地域や離島においては、過疎化と高齢化が進んでいる。 ● 伊江島や伊平屋・伊是名島では、各島独特の豊かな自然を形成しており、歴史・文化的にも優れた資源を有する。
② 問題点	<ul style="list-style-type: none"> ● 世界自然遺産登録地域の過剰利用(オーバーユース)等による自然環境の劣化 ● リュウキュウヤマガメやヤンバルテナゴコガネ、野生のラン等の密猟や盗採 ● マングースやタイワンハブ等外来種による生態系の攪乱 ● 道路における野生動物の轢死、側溝における溺死・乾涸死などのロードキルの増加 ● 宅地開発等による森林緑地の減少、既成市街地における過密化 ● 沖縄島周辺の各島々におけるリゾート開発による自然の改変・景観への影響 ● 米軍施設・区域による土地利用の制約や生活及び自然環境への影響 ● 返還跡地の廃棄物や土壌汚染等による環境への影響 ● 採石事業場などからの粉塵や運搬車両の通過に伴う粉塵の発生
③ 環境配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 世界自然遺産登録地域の普遍的価値を維持できるよう、自然環境保全の体制及び適正な観光地マネジメントを図る。 ● やんばるの森でのパトロール等により、密猟・盗採等の防止に努める。 ● 生態系の攪乱防止のため、マングースやタイワンハブ等外来種の駆除・防除に努める。 ● ダムや取水堰の建設にあたっては、野生動植物の生息・生育や生態系に十分配慮する。 ● 野生動物の道路への侵入防止や脱出を容易にする側溝の採用及びロードキルの回避に努める。

③ 環境配慮事項

- 林業においては、県産材の利用開発や、森林の持つ多様な機能を持続的に発揮させるために森林生態系に配慮した森林整備を推進するとともに、森林ツーリズム等による多面的活用を図る。
- 北部訓練場や安波訓練場等の返還後の利用にあたっては、自然環境の適切な保全や森林地域の保全・整備に取り組み、やんばるの森の資源を生かした活用を図る。
- 返還跡地の廃棄物や土壌汚染等については、国に十分な調査と適切な処理を要請する。
- 御嶽林、屋敷林の保全や庭の囲いを生け垣にするなど、街並みや集落景観の維持・向上に努める。
- 採石事業者においては、散水や車両に付着した粉塵の洗浄等を行い、粉塵発生の防止に努める。

1

2

4-2 沖縄島中部圏域

① 環境の特性

- 本圏域は、3市3町3村で構成され、沖縄島中央部に位置している。
- 県下第2及び第3の人口規模をもつ沖縄市及びうるま市があり、都市機能が集積しているほか、西海岸地域を中心に各種レクリエーション施設、リゾートホテル等が立地し、都市近郊型のビーチリゾートが形成されている。
- 比較的平坦部が多く、土地利用が進み、沖縄市及び宜野湾市を中心に人口や事業所の集中が進み、市街化と人口の過密化がみられる。
- 世界遺産の中城城跡、勝連城跡及び座喜味城跡等の重要な文化財を有する。
- 圏域面積の約4分の1を占める米軍施設・区域が都市計画に支障をきたし、航空機騒音や油等流出事故等の基地公害が頻発する。
- 中部圏域は、古くから集落が発達し、都市化が進んでいるが、御嶽林や断層崖等に残された貴重な自然環境は、地域の人々の憩いの場やレクリエーション活動の場として重要な役割を果たす。
- アカギ、オオバギ及びヤブニッケイ等の好石灰岩地性の森林植生が広く分布する。
- 北谷町やその他市町村の一部海域には、都市地区にありながらサンゴ群集が生息し、県内でも有数のダイビングスポットとなっている。
- 海岸景観等の自然資源を活かした観光産業が盛んである。
- 沖縄自動車道等の広域道路などの交通基盤の整備が進展している。
- 農業としてはキクやカンショ、畜産業としては豚、肉用牛、乳用牛の生産が盛んで、水産業としては大型定置網漁やパヤオ、モズク、ヒトエグサ(アーサ)、海ぶどう、クルマエビ等の養殖が行われている。
- 人口集中に伴い、沿岸域の埋立が進行している。

② 問題点

- 過密化や土地利用の混在、住宅及び畜舎の隣接等による悪臭や騒音苦情の増加
- 主要幹線道路の交通渋滞、交差点における局所的・一時的な窒素酸化物濃度の上昇
- 嘉手納飛行場や普天間飛行場周辺における航空機騒音の発生
- 油等流出事故による河川・海洋汚染、有害物質による土壌汚染等の基地公害
- 市街地における土地需要の高まりに伴う、樹木や緑地の減少
- 市街地の過密化、街路樹の生育不良、電信柱等による都市景観の悪化
- 河川の未整備区間等における集中豪雨等による浸水被害の多発
- タイワンスジオ等外来種による生態系の攪乱

③ 環境配慮事項

- より多くの米軍施設・区域が存在していることから、より良い環境づくりに努めるとともに、基地から派生する環境問題の解決促進を図る。
- 事業者等においては、規制基準を遵守するなど、騒音や悪臭発生の防止に努める。
- エコドライブの実施や、可能な限り、公共交通機関の利用に努める。
- 囲いを生け垣にする、庭に樹木を育てるなどして、身近な緑化に努める。

3

③ 環境配慮事項

- 御嶽林や断層崖等に残る貴重な自然環境を保全し、緑の少ない都市部における身近な緑との触れ合いの場の形成を図るとともに、街並や集落景観の維持、向上に努める。
- 浸水被害が多発している河川の未整備区間等については、多自然川づくりを基本方針とした整備に取り組むとともに、総合的な雨水対策の推進に努める。
- 都市近郊型農業の促進やエコファーマー等の育成により、環境保全型農業の拡大を通じて、環境負荷低減を実現する技術の普及を促進し、生産・供給体制の整備を図る。
- 生活環境保全のための森林整備を推進し、特用林産物の生産や需要喚起を図る。
- タイワンスジオ等外来種の駆除・防除に努める。

1

2

4-3 沖縄島南部圏域

① 環境の特性

- 本圏域は、周辺離島を含め5市4町6村で構成され、近郊都市地域、農村・漁村地域、離島地域という多様な地域構造を有している。
 - 農業としてはサトウキビやキク、畜産業としては豚、肉用牛、乳用牛の生産が盛んで、水産業としては大型定置網漁やパヤオ、モズク、ヒトエグサ(アーサ)、海ぶどう、クルマエビ等の養殖が行われている。
- 【沖縄島】
- 本県における政治や経済の中心である那覇市を中心に、本島南部の糸満市から浦添市まで市街地が連なり、高度な都市機能が集積する等、県内外の交流拠点となっている。
 - 沖縄自動車道等の広域道路やモノレールなどの交通基盤の整備が進展している。
 - 那覇市より南では、農村地域が広がる。
 - 平坦部が多くを占め、古くから開墾が行われてきたことや戦争による影響等により北部圏域と比較して自然林が少ないが、アカギ、オオバギ及びヤブニッケイ等の好石灰岩地性の森林植生が分布する。
 - 古くから集落が発達し、耕地化が進んでいるが、御嶽林や断層崖等に貴重な自然を残した自然環境は地域の人々に緑と触れ合う場、レクリエーション活動の場として重要な役割を果たしている。
 - 都市河川では、生活排水等については公共下水道等への接続により年々改善され、環境基準達成率は向上しているが、一部河川においては依然として生活排水等による汚濁がみられる。
- 【周辺離島】
- 島にのみ生息・生育する貴重な野生動植物を有する等、豊かな自然環境が残されており、島の周辺にはサンゴ礁が発達する。
 - 慶良間諸島は大小30余りの島々と多くの岩礁からなる島しょ群で、透明度の高い海域景観、多様なサンゴが高密度に生息するサンゴ礁、風衝地特有の植生など、海と陸が連続した多様な景観を有し、公園区域の大半が海域となっている慶良間諸島国立公園に指定されている。
 - 大東諸島や粟国・渡名喜島では農林水産業が盛んであり、慶良間諸島ではダイビングやホエールウォッチング等の海洋レジャー観光、久米島では農林水産業と観光産業が主に進められており、各島の特徴がみられる。
 - 地形は各島で異なるが、低島が多く、低地部はサトウキビ畑等の耕作地として利用されている。
 - 山地部にはリュウキュウマツ林の代償植生の他、一部離島の限られた場所ではイタジイ-オキナワウラジロガシ林がみられる。海岸付近や断崖に自然植生をもつ島が多く、島ごとに特徴的な群落を有している。
 - 特に隆起サンゴ礁からなる低島では内陸部のほとんどが代償植生で占められ、自然林は御嶽、断層崖に僅かにみられる。

3

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">② 問題点</p>	<p>【沖縄島】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 過密化や土地利用の混在、住宅及び畜舎の隣接等による悪臭や騒音苦情及び那覇空港周辺における航空機騒音の発生 ● 主要幹線道路の交通渋滞、交差点における局所的・一時的な窒素酸化物濃度の上昇 ● 土地区画整理事業未実施の既成市街地における過密化 ● 土地利用の高度化によるオープンスペースや街の緑の減少 ● 街と調和しない構造物の建築等による景観への影響 ● 河川の未整備区間等における集中豪雨等による浸水被害の多発 ● 農薬等による地下水汚染の懸念 ● グリーンアノールやヤエヤマドボタル等外来種による生態系の攪乱 ● 国場川河口域におけるマングローブ分布域の急激な拡大と底質の変化、それに伴う底生生物の変化や水鳥類の減少 ● 自然との触れ合い活動の場の減少 <p>【周辺離島】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リゾート開発等による自然の改変、観光客の増加に伴う環境負荷の増大 ● ウシガエル等外来種による生態系の攪乱 ● 廃棄物処理施設の未整備に伴う本島への多額の輸送費や処理費用等の課題
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">③ 環境配慮事項</p>	<p>【沖縄島】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 囲いを生け垣にする、庭に樹木を育てるなどして、身近な緑化に努める。 ● 御嶽林や断層崖等に残る貴重な自然環境を保全し、緑の少ない都市部における身近な緑との触れ合いの場の形成を図るとともに、街並や集落景観の維持、向上に努める。 ● エコドライブの実施や、可能な限り、公共交通機関の利用に努める。 ● 琉球石灰岩等が分布する区域での汚水の地下浸透や必要以上の施肥を自粛する。 ● 浸水被害が多発している河川の未整備区間等については、多自然川づくりを基本方針とした整備に取り組むとともに、総合的な雨水対策の推進に努める。 ● グリーンアノールやヤエヤマドボタル等外来種の駆除・防除に努める。 ● マングローブ林の適切な管理により底生生物や水鳥等の減少阻止に努める。 ● 都市近郊型農業の促進やエコファーマー等の育成により、環境保全型農業の拡大を通じて、環境負荷低減を実現する技術の普及を促進し、生産・供給体制の整備を図る。 <p>【周辺離島】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ウシガエル等外来種の駆除・防除に努める。 ● 廃棄物については、排出抑制や減量化、再資源化等を図る。 ● 観光客の理解増進とマナー向上によるサンゴ礁生態系劣化の回避に努める。 ● 島の自然、暮らしと共存し続ける農業の展開に努める。

1 4-4 宮古圏域

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">① 環境の特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本圏域は、1市1村で構成され、農地に囲まれた陸域や美しい砂浜・サンゴ礁の広がる沿岸域を持つ自然環境となっている。 ● 復帰以降各種の開発が進み、他圏域と比較して自然環境が著しく変化している。 ● 宮古島と伊良部島や多良間島等の島々で構成され、概ね平坦な地形にあり、農地としての土地利用が進み、森林が少ない。 ● 旧平良市の既成市街地に島人口の約半数が集中し、過密化しているが、それ以外の区域では農村集落を形成している。 ● 近年、地域の基幹産業として観光・リゾート産業の振興が図られている。 ● 島の水資源である地下水中の硝酸態窒素濃度が高い傾向にある。 ● 宮古島市が県内唯一の環境モデル都市に選定されており、太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを先駆的に導入している。
--	---

② 問題点	<ul style="list-style-type: none"> ●人口が密集した既成市街地における生活環境の悪化 ●市街地以外や各島々においては、農地が広がる田園風景にあるが、土地利用が進んでいくことで山林及び原野が少ない ●農薬等による地下水汚染の懸念 ●ニホンイタチやインドクジャク等外来種による生態系の攪乱 ●廃棄物処理施設の未整備に伴う本島への多額の輸送費や処理費用等の課題
③ 環境配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ●既成市街地における公共下水道や道路等生活環境基盤の整備を図り、生活環境の改善に努める。 ●防風・防潮林等の森林整備や緑化の推進により景観の維持、向上や森林の造成に努める。 ●地下水の保全を図るため、汚水の地下浸透や必要以上の施肥を自粛する。 ●ニホンイタチやインドクジャク等外来種の駆除・防除に努める。 ●廃棄物については、排出抑制や減量化、再資源化等を図る。

1

2 4-5 八重山圏域

① 環境の特性	<ul style="list-style-type: none"> ●本圏域は、1市2町で構成され、県内最高峰の於茂登岳や美しいサンゴ礁を有する沿岸域など多様性に富んだ自然環境となっている。 ●日本の最西端にある与那国島が含まれている等、本県の最も南西に位置する圏域にある。 ●我が国最大規模のマングローブ林や石西礁湖などの300種を超える造礁サンゴが分布するなどの自然環境を有することを背景に、石垣島、西表島などの島々及び海域が、西表石垣国立公園に指定されている。 ●西表島では、広大な原生林やマングローブ林を有し、イリオモテヤマネコをはじめとして、カンムリワシ、ヨナグニカラスバト、セマルハコガメ等の生物多様性豊かな生態系が形成されていることなどを背景に世界自然遺産に登録されている。 ●西表島の北方に位置する尖閣諸島は、魚釣島等を含む8島しょから構成される。固有種の動植物が確認されているだけでなく絶滅危惧種も数多く存在し、生物地理学上、諸島の成因なども含め、種の多様性を論ずる上で亜熱帯の標識地としての価値が高い。付近海域は好漁場であるため、それを餌とする海鳥の生息地となっており、過去の調査においてアホウドリやアジサシ類が確認されている。また、特に魚釣島では人為的に持ち込まれたヤギが野生化し、採食圧や踏圧による植生や生物相への影響も懸念されている。 ●社会的には、石垣島の既成市街地やその周辺部に人口が集中し、その他の区域においては農村集落を形成しており、石垣島以外の島では過疎化が進行している。 ●公共下水道等の汚水処理施設の整備が遅れている。
② 問題点	<ul style="list-style-type: none"> ●世界自然遺産登録地域の過剰利用(オーバークース)等による自然環境の劣化 ●ヤエヤマセマルハコガメやヤエヤママイシガメ、野生のラン等の密猟や盗採 ●道路における野生動物の轢死、側溝における溺死・乾涸死などのロードキルの増加 ●インドクジャクやコウライキジ等外来種による生態系の攪乱 ●廃棄物処理施設の未整備に伴う本島への多額の輸送費や処理費用等の課題
③ 環境配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ●御嶽林や屋敷林を保全して景観の維持、向上に努める。 ●市街地における公共下水道の整備を促進し、市街地の外縁化に合わせて土地区画整理事業を実施するなど、快適な居住環境の形成を図る。 ●世界自然遺産登録地域の普遍的価値を維持できるよう自然環境保全の体制及び適正な観光地マネジメントを図る。 ●パトロール等により、密猟・盗掘等の防止に努める。 ●野生生物の道路への侵入防止や脱出を容易にする側溝の採用及びロードキルの回避に努める。 ●インドクジャクやコウライキジ等外来種の駆除・防除に努める。 ●廃棄物については、排出抑制や減量化、再資源化等を図る。

3

1 第5章 計画の推進体制

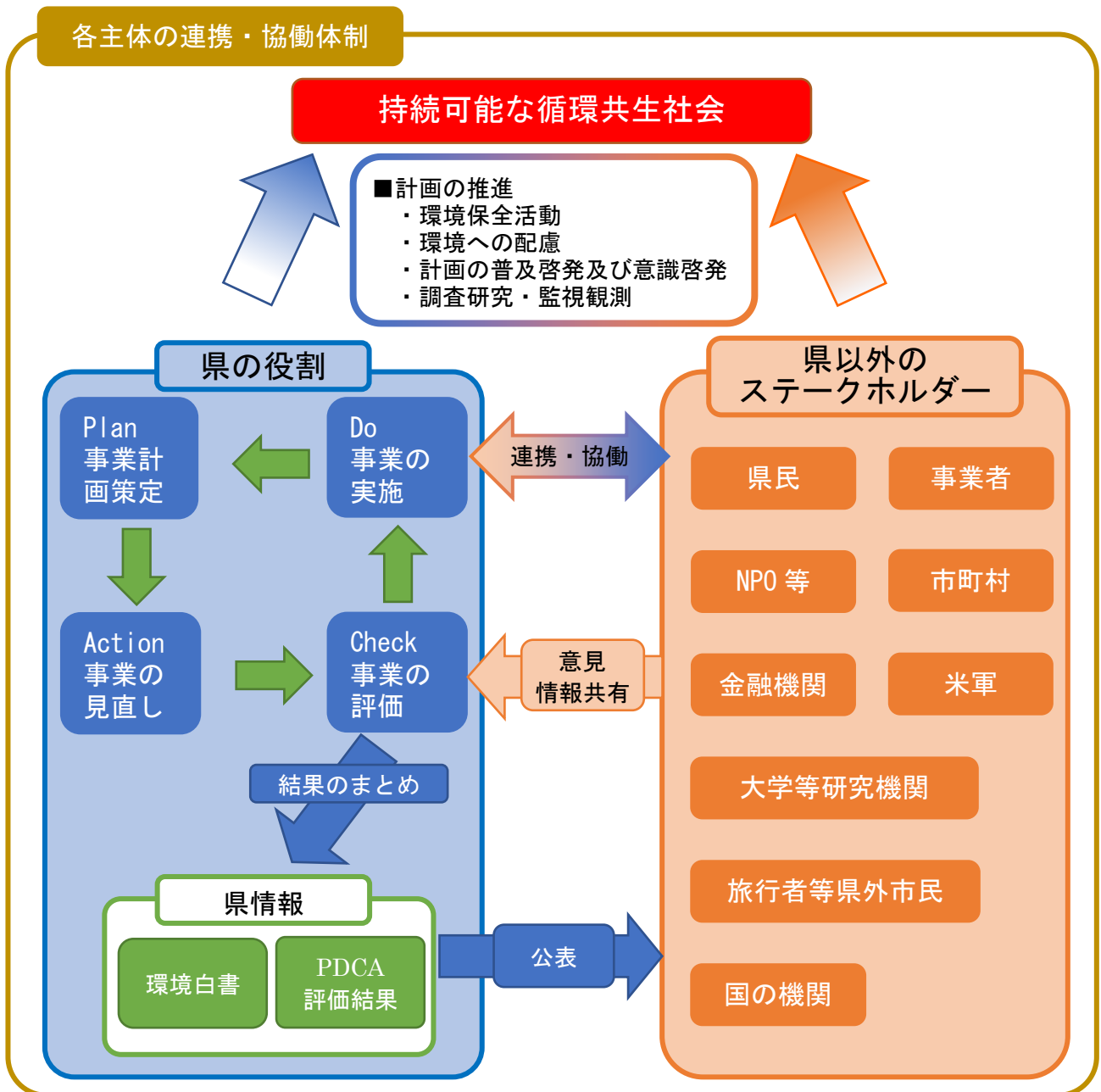
2 1. 計画の推進体制

3 沖縄県が目指す環境像「沖縄の豊かな自然の恵みを継承する、持続可能な循環共生社会」
4 を実現するには、国、県、市町村の行政機関、事業者、県民、旅行者等県外市民、NPO 等
5 民間団体、金融機関、大学等研究機関及び米軍の各主体が、環境へ負荷を与えていること
6 を認識するとともに、それぞれの立場で環境保全活動に取り組み、相互に連携し、協働(パート
7 ナーシップ)関係を築きながら環境保全活動を実践していくことが重要です。

8 このため県は、国や市町村と連携を図り、環境に関する情報交換を行うとともに、取組
9 の実施に際しての協力要請等を行います。

10 また、県民総参加による環境保全を進めていくために、県民に対して本計画の周知を図
11 るほか、環境に関する各種情報の積極的な提供や、事業者、県民、NPO 等民間団体等との
12 連携・協働を図ることなどにより、県民一人ひとりの環境保全活動を推進します。

13



1 2. 県の役割（案）

2 第3次沖縄県環境基本計画の推進に当たって、本県の役割は、「環境基本計画推進会議」
3 (庁内部局横断組織)を中心として、計画の進行管理などを行います。

4

環境基本計画推進会議
会 長：環境担当副知事 副会長：環境部長 構成員：全部局長等
(所掌事務) ○環境基本計画、沖縄県環境マネジメントシステム(ISO14001)、環境物品等の調達及び環境保全率先実行計画の進行管理に関する事 ○環境保全率先実行計画及び環境物品等の調達の推進を図るための基本的事項の検討に関する事 ○その他環境基本計画、沖縄県環境マネジメントシステム(ISO14001)、環境物品等の調達及び環境保全率先実行計画に関する事



5

環境基本計画推進会議幹事会
幹事長：環境生活部環境企画統括監 副幹事長：環境政策課長 構成員：全部局総括担当課長等
推進会議を補佐し推進会議に付議すべき事案について協議・調整

6

7 計画の進行管理として、計画の各分野の施策や取組には、主要なものについては定量的
8 な指標を与え、毎年その達成度を把握することにより、計画の進捗状況を点検します。進
9 捗状況の点検は、PDCA サイクルの考え方にに基づき、以下の一連の手続きに沿って実施し
10 ます。

11 ■Plan(事業計画策定)

- 12 ● 施策・事業の立案
- 13 ● 必要に応じ環境基本計画の改定、個別計画の改定

14 ■Do(事業や取組等の実施及び運用)

- 15 ● 環境施策・事業の実施
- 16 ● 事業実施における環境配慮の徹底

17 ■Check(事業や取組の実施状況等の点検及び評価)

- 18 ● 環境の状況、講じた施策の評価
- 19 ● 環境白書等で公表

20 ■Action(事業や取組内容等の見直し)

- 21 ● 点検結果を踏まえた施策・事業の見直し
- 22 ● 環境関連の計画見直しやその他の個別計画への反映も含めた検討

1 3. 計画の普及及び意識啓発

2 計画の実行性を高めるためには、県民等が計画の内容を理解し、自主的な環境保全活動
 3 を行えるように、様々な手段により計画内容の普及を行うとともに、環境に関する意識の
 4 啓発を図ることが重要です。そのため、計画の普及・啓発資材の作成・配布、インターネット
 5 等多様な広報媒体の活用により、県民等へ広く周知を図ります。

6 本県の環境保全活動の拠点である「沖縄県地域環境センター」における環境情報・教材
 7 の収集、提供・貸し出しを行うとともに、環境セミナーや出前講座等の開催をとおして計
 8 画の普及や環境保全意識の向上に努めます。

9 また、「おきなわSDGsパートナー」(詳細は、P.118「7-1 SDGs ネットワーク」を参照)
 10 を活用し、SDGs パートナー登録団体による取組と、本計画が推進する取組が連携できる
 11 よう普及啓発に努めます。

沖縄県地域環境センターHP



沖縄県
地域環境センター

お気軽にお問い合わせください
TEL 098-933-4190
 受付時間 9:30 - 17:00 [12:00-13:00 お昼休み]
 休館日 火曜日 [火曜日が祝日の場合は翌日]・12/30-1/2

ホーム HOME	ご案内 Guidance	こどもエコクラブ Kids eco club	活動内容 Activity content	環境団体 Organization	教材の貸出 teaching material	お問い合わせ contact
-------------	-----------------	---------------------------	--------------------------	----------------------	----------------------------	-------------------

「出前講座」のようす



「情報誌(島エコだより)」

沖縄県地域環境センター情報誌

島エコだより

No.03

2021年 July



近くの海辺を散歩しよう!!

トカゲハゼ ベニシオマネキ ルリマダラシオマネキ

「自然観察会」のようす



「教材貸し出し」

新刊入荷しました。ヤモリいろいろ♪

投稿日：2022年1月26日 | 最終更新日時：2022年1月30日 | カテゴリー：スタッフブログ

疋田 努 著 『ヤモリ』 2006/2/28 集英社出版

関 慎太郎 / AZ Relief-小泉有希 著 『はっけん!ニホンヤモリ』 2020/9/10緑書房出版

松田 素子 / 江口 総理 / 西澤 真樹子 著 『ヤモリの指から不思議なテープ / 自然に学んだすごい技術』 2011/12/25 アリス館出版

中井 穂瑞領 / 川添 宣広 著 『ヤモリ大図鑑 / 分類ほか改良品種と生態・飼育・繁殖を解説』 2020/10/17 誠文堂新光社出版



12
13

出典：沖縄県地域環境センターHP

1 **4. 計画推進のための財政措置等**

2 本県は、この計画に掲げる施策を実施するため、必要な財政上の措置、その他の措置を
3 講ずるよう努めます。その際、計画の進捗状況、環境の状況等を勘案するとともに、施
4 策が統合的かつ計画的に推進されるよう適切に対処します。

5

6

7

8 **5. 調査研究の推進・監視観測体制の充実**

9 複雑化・多様化する環境問題に対応するため、今後とも環境モニタリングを実施してい
10 くとともに、メカニズムや影響など未解明な点が多い地球環境問題や有害化学物質などに
11 関する調査研究の取組を推進します。

12 また、本県における様々な研究機関の連携や、国や大学等、その他機関との連携を図り、
13 監視観測体制を充実強化します。